

第1回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成18年2月26日（日）
13：30～16：30
場所：吉野町中央公民館大ホール

1. 挨拶
2. 議事
 - (1) 吉野熊野国立公園利用適正化計画検討協議会の設置について
 - (2) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画について
 - (3) その他
3. その他

第1回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	松島 克典 主事
川上村産業振興課	横谷 好則 主幹
大台町宮川総合支所産業室	岡村 隆弘 主幹

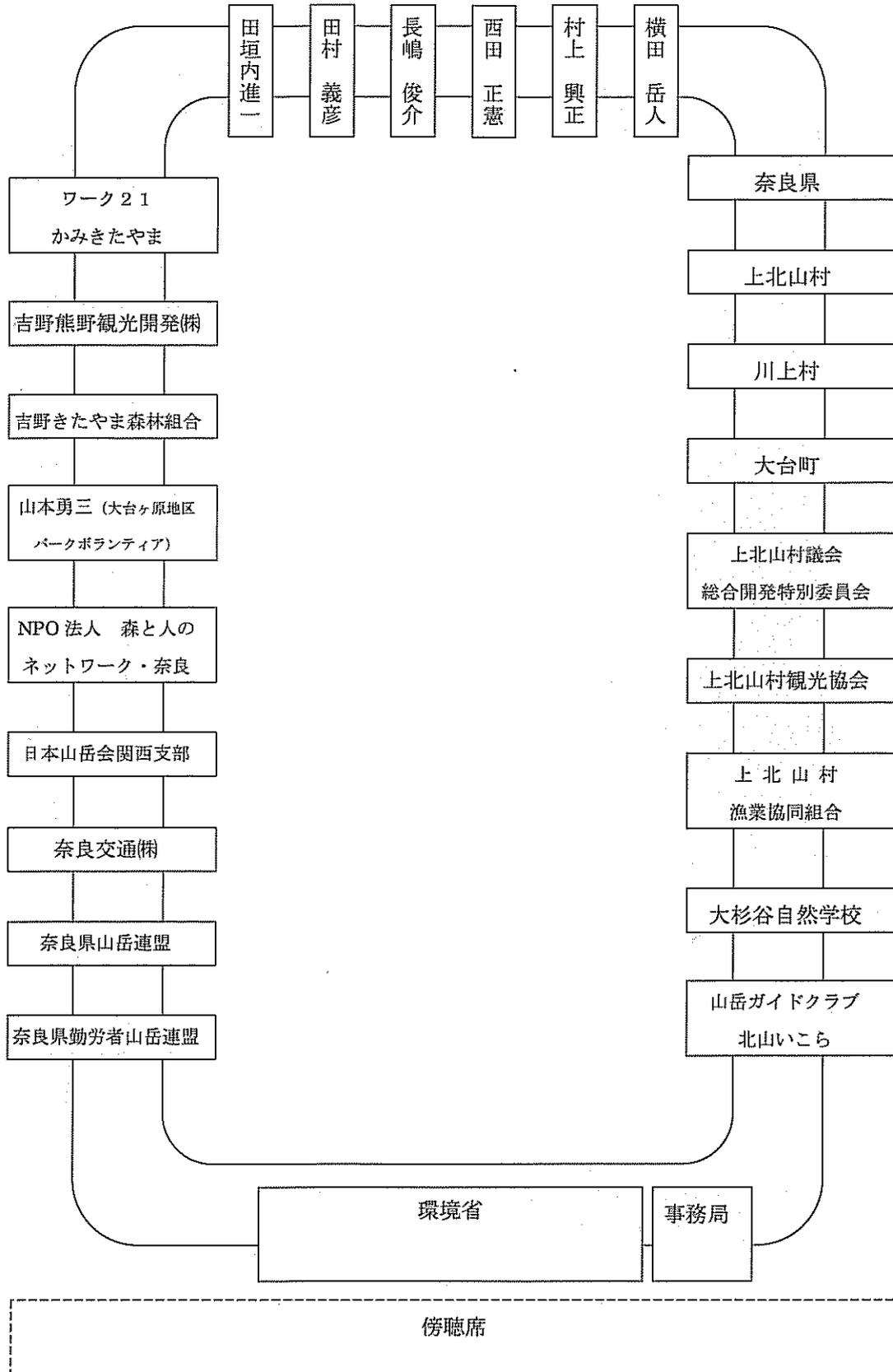
<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	島村 慶子 自然保護委員
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

<事務局>

環境省		
自然環境局国立公園課	山本 麻衣	公園計画専門官
近畿地方環境事務所	出江 俊夫	所長
	小沢 晴司	統括自然保護企画官
	柴田 泰邦	国立公園・保全整備課長
	小林 浩二	国立公園・保全整備課長補佐
	石川 拓哉	国立公園・保全整備課
吉野自然保護官事務所	熊代 哲	自然保護官
	木谷 昌史	自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一	代表取締役

第1回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 配席表



配布資料一覧

● 出席者名簿

● 配席表

- 資料 1 - 1 西大台地区における利用調整地区の指定について
- 資料 1 - 2 西大台地区利用適正化計画検討協議会（仮称）公募構成員の選考
- 資料 1 - 3 吉野熊野国立公園利用適正化計画検討協議会 設置要領（案）
- 資料 1 - 4 吉野熊野国立公園利用適正化計画の検討体制
- 資料 2 利用調整地区制度について
- 資料 3 - 1 西大台地区における利用調整地区制度の必要性
- 資料 3 - 2 西大台地区の自然の概況
- 資料 3 - 3 西大台地区における自然環境の現状と課題
- 資料 3 - 4 利用の状況
- 資料 4 - 1 検討事項
- 資料 4 - 2 西大台地区利用適正化計画に向けた骨格的考え方
- 資料 5 利用調整地区の指定に係る今後のスケジュールについて

- 参考資料 1 利用調整地区関係法令
- 参考資料 2 国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について
- 参考資料 3 大台ヶ原自然再生事業・利用対策について
- 参考資料 4 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 第 2 回利用対策部会及び
森林生態系部会合同部会議事概要

- 別紙 1 第 2 回西大台地区利用適正化計画検討協議会 開催案内

西大台地区における利用調整地区の指定について

近畿地方環境事務所

環境省では、平成 17 年1月に策定した「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、良好な自然環境が残された西大台地区において、人の利用を調整し、より質の高い自然体験を提供する「利用調整地区」の指定を検討します。

「利用調整地区」とは？ 核心的な景観や原生的な雰囲気確保するため、利用人数の調整等を行う制度です。

- ① 国立公園の特別地域に「区域を指定」します。
- ② 「利用調整地区」に立ち入るときは事前に認定を受ける必要があります。
- ③ 「利用調整地区」では、動植物への給餌などの行為が禁止されるほか、地区ごとに「立ち入りできる人数の上限」などを決めます。

例えば、・立入りにあたっては、認定ガイド付きを条件とする。

・1グループあたりの人数の上限は 20 人まで。

・野鳥の繁殖期となる5月はフラッシュ撮影を禁止。…… など。

西大台地区は「利用調整地区」を指定する場所の要件に該当しています。

- ① 西日本でも貴重なブナの優先する広葉樹林がまとまって分布するなど、貴重な自然環境が残され、原生的な雰囲気を体験できる場となっています。
- ② 一方、森林の衰退や利用者圧の増加する兆候がみられるなど、このまま放置しておくと森林が衰退し、質の高い自然体験が確保されなくなることが懸念されます。

このため、「利用調整地区」の指定に向け「西大台地区利用適正化計画検討協議会(仮称)」を設置します。既設の大台ヶ原自然再生評価委員会のメンバーや地元関係団体のほか、公募を行い、協議会の構成員を別添のとおり確定しました。

協議会は、利用調整を円滑に実施していくため関係者の合意形成をはかる場です。人数の上限や注意事項などを定めた「利用適正化計画」の案について協議します。

「利用調整地区」の指定の検討を、平成 18 年度の審議会への諮問を目途に進めていきます。

西大台地区利用適正化計画検討協議会（仮称） 公募構成員の選考

吉野熊野国立公園西大台地区への利用調整地区の指定に向け、設置を予定している「西大台地区利用適正化計画検討協議会（仮称）」について、より多くの方々の合意を得るため、協議会の参加者を公募いたしました（応募期間：平成 18 年 1 月 25 日（水）～2 月 7 日（火））。

今回は、総数 10 の個人・団体から応募をいただきました。

事務局において地域性、活動実績及び他の構成員が所属する団体との重複等を考慮し慎重に審査した結果、以下の 4 団体に公募構成員として参画いただくこととなりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

山岳ガイドクラブ 北山いこら（岩本崇 様）

特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良（理事 岩本泉治 様）

ワーク 21 かみきたやま（会長 平山孝一 様）

大杉谷自然学校（事務局長 森正裕 様）

また、残念ながらご期待に添いかねる結果となりました皆様には、今回の応募に当たり、貴重なご意見をいただきましたことに対して、感謝申し上げます。

なお、本協議会をはじめとする各種の会議の開催につきましては、随時ホームページ（<http://www.odaigahara.net/>）等にてご案内いたしております。また、国立公園の公園計画の変更については、パブリックコメントにより広く意見を募集することとしております。

今後とも大台ヶ原の自然環境保全について、一層のご協力をお願い申し上げます。

担当：国立公園・保全整備課 柴田・福原

電話：06-4792-0705

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領 (案)

(名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(以下「利用適正化計画」という)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
 - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他、検討協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者(関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等)により構成する(別表参照)。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、専門的な助言等を得るため、協議会に構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

(構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

(辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - (2) 近畿地方環境事務所長は、協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成 18 年 月 日から施行する。

西大台地区利用適正化計画検討協議会
構成員一覧

別表

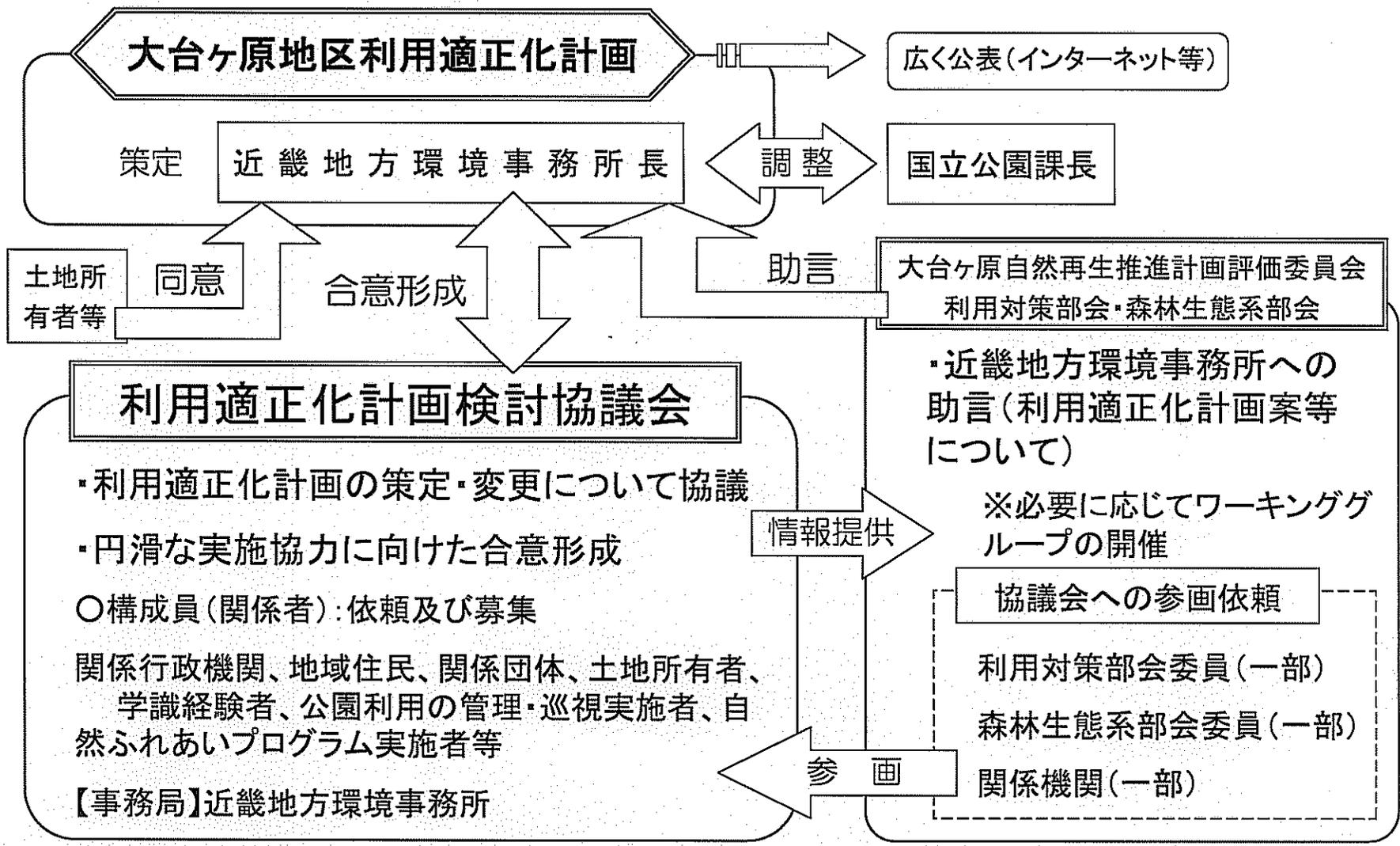
構 成 員	分 類
林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	①関係行政機関(⑧⑨)
奈良県企画部観光交流局観光課	②都道府県
奈良県農林部森林保全課	②都道府県(⑥⑧⑨)
三重県環境森林部自然環境室	②都道府県
上北山村地域振興課	③市町村
川上村産業振興課	③市町村
大台町宮川総合支所産業室	③市町村
上北山村議会総合開発特別委員会	⑤関係団体
上北山村観光協会	⑤関係団体
上北山村漁業協同組合	⑤関係団体
上北山村区長会	⑤関係団体(④)
上北山村商工会	⑤関係団体
近畿日本鉄道(株)	⑤関係団体
(財)グリーンパーク川上	⑤関係団体
奈良県勤労者山岳連盟	⑤関係団体
奈良県山岳連盟	⑤関係団体
奈良県タクシー協会	⑤関係団体
奈良交通(株)	⑤関係団体
日本山岳会関西支部	⑤関係団体
吉野きたやま森林組合上北山支所	⑤関係団体
吉野熊野観光開発(株)	⑤関係団体
田垣内進一(神智教大台ヶ原大教会 教長)	⑦専門家・研究者(④)
田村義彦(大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長)	⑦専門家・研究者(⑧)
長嶋俊介(鹿児島大学多島園研究センター 教授)	⑦専門家・研究者
西田正憲(奈良県立大学 教授)	⑦専門家・研究者
村上興正(元京都大学 講師)	⑦専門家・研究者
横田岳人(龍谷大学 講師)	⑦専門家・研究者
山本勇三(大台ヶ原地区パークボランティア)	⑨公園利用の管理・巡視実施者
大杉谷自然学校	⑩自然ふれあいプログラム実施者
山岳ガイドクラブ 北山いこら	⑩自然ふれあいプログラム実施者(④)
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	⑩自然ふれあいプログラム実施者
ワーク21かみきたやま	⑩自然ふれあいプログラム実施者(④)

※利用適正化検討協議会は、以下の関係者により構成されます(国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について(平成16年1月14日環境省自然環境局長通知より))。

- ①関係行政機関、②都道府県、③市町村、④地域住民、⑤関係団体、⑥土地所有者、
- ⑦自然環境等に関する専門家・研究者、⑧自然環境の保護・管理者、
- ⑨公園利用の管理・巡視実施者、⑩自然ふれあいプログラム実施者、⑪指定認定機関 等

吉野熊野国立公園西大台地区 利用適正化計画の検討体制

資料1-4



利用調整地区制度について

1. 制度創設の背景と経緯

- 近年、人為的な影響を従来あまり受けていなかった原生的な自然環境を有する地域等を訪れる利用者が増加。
- これにより、①当該地域の原生的な雰囲気が失われる、②風致景観の維持や生物多様性の保全に支障が生じるといった問題が指摘されている。(一部地域では、制度創設以前から、条例等の取り決めによる実質的な利用調整が行われていた。)
- 平成14年の自然公園法改正により、公園利用を一定のルールとコントロールの下で行うことのできる利用調整地区制度が創設された。
- 現時点で、未だ利用調整地区の指定は行われていない。

(参考) 法に基づかない利用調整の例

- ① 小笠原諸島南島等における利用調整(東京都知事決定要綱等による)
東京都知事決定要綱等により、小笠原諸島の南島、母島石門一帯において利用調整を実施。

- 個別ルール

	南島	母島石門一帯
利用経路	省略	省略
最大利用時間	2時間	設定しない
最大利用者数/日	100人(1回当たり15人)	50人(1回当たり5人)
制限事項	年3ヶ月間の入島禁止期間の設定(11月から翌年1月末まで。年末年始の8日間を除く)	鍾乳洞立入り禁止
ガイド1人が担当する利用者数の上限	15人	5人

- 共通ルール

- 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。

- ・ 定められた経路以外を利用しない。
- ・ 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- ・ 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- ・ 動物にえさを与えない。
- ・ 動物を驚かしたり追い立てたりしない。
- ・ 岩石などに落書きをしない。
- ・ ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

② 岐阜県高山市五色ヶ原における利用調整（高山市条例）

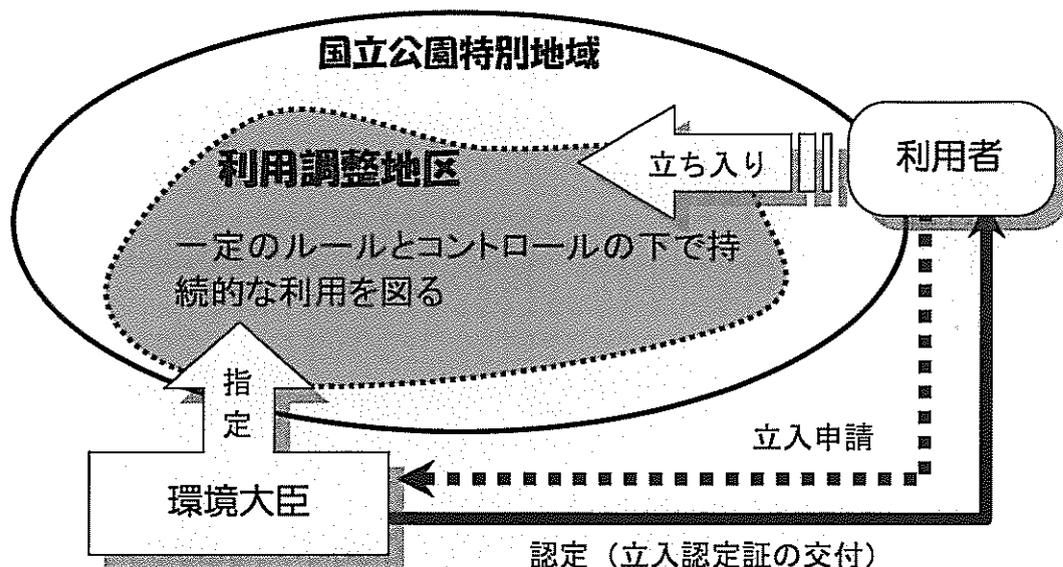
中部山岳国立公園乗鞍山麓の五色ヶ原（普通地域、概ね市有地）において、「高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」等に基づいて、「案内人」を指定し、完全予約制のガイドツアーを実施。立入りは許可制。

- ・ 期間 5月20日～10月31日
- ・ 遵守義務あり（動植物の採取、迷惑行為の禁止等）
- ・ ツアー料金
 - 1グループ6名以上の場合：1人1コース 8,800円
 - 1グループ4～5名の場合：1人1コース 10,000円
 - 1グループ3名の場合：1人1コース 15,000円
 - 1グループ2名の場合：1人1コース 20,000円

③ 知床半島の利用調整に関する検討（申し合わせ等）

- ・ 昭和59年から、関係機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」によって法に基づかない指導を行ってきた。
- ・ 近年、利用者が増加、申し合わせに従わない業者も増え、また、シーカヤック等の新たな利用形態も増えてきた。
- ・ 自然植生の劣化、帰化植物、人里植物群落の拡大が問題化。
- ・ 法に基づく利用調整地区を指定するため、調整中。

2. 制度の概要



《利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件》

- ① 国立公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気 が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- ② 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観の生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- ③ 原則として特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定されている地区
- ④ 土地所有者の合意と協力が得られる地区

《利用調整地区に立入るための手続》

公園利用者が、環境大臣が定める期間内に利用調整地区に立ち入る場合は、環境大臣（又は環境大臣が指定した機関）に申請し、その認定を受けることが必要。

※ 認定の際に立入認定証が交付される（当該地区に立ち入る場合はその携帯が必
【認定基準】

- ・ 利用調整地区毎に定める事項（人数、期間、注意事項等）
- ・ 禁止事項（動植物の持ち込み、野生動物への給餌、ごみ捨て等）

3. 利用調整地区における立ち入り認定・許可

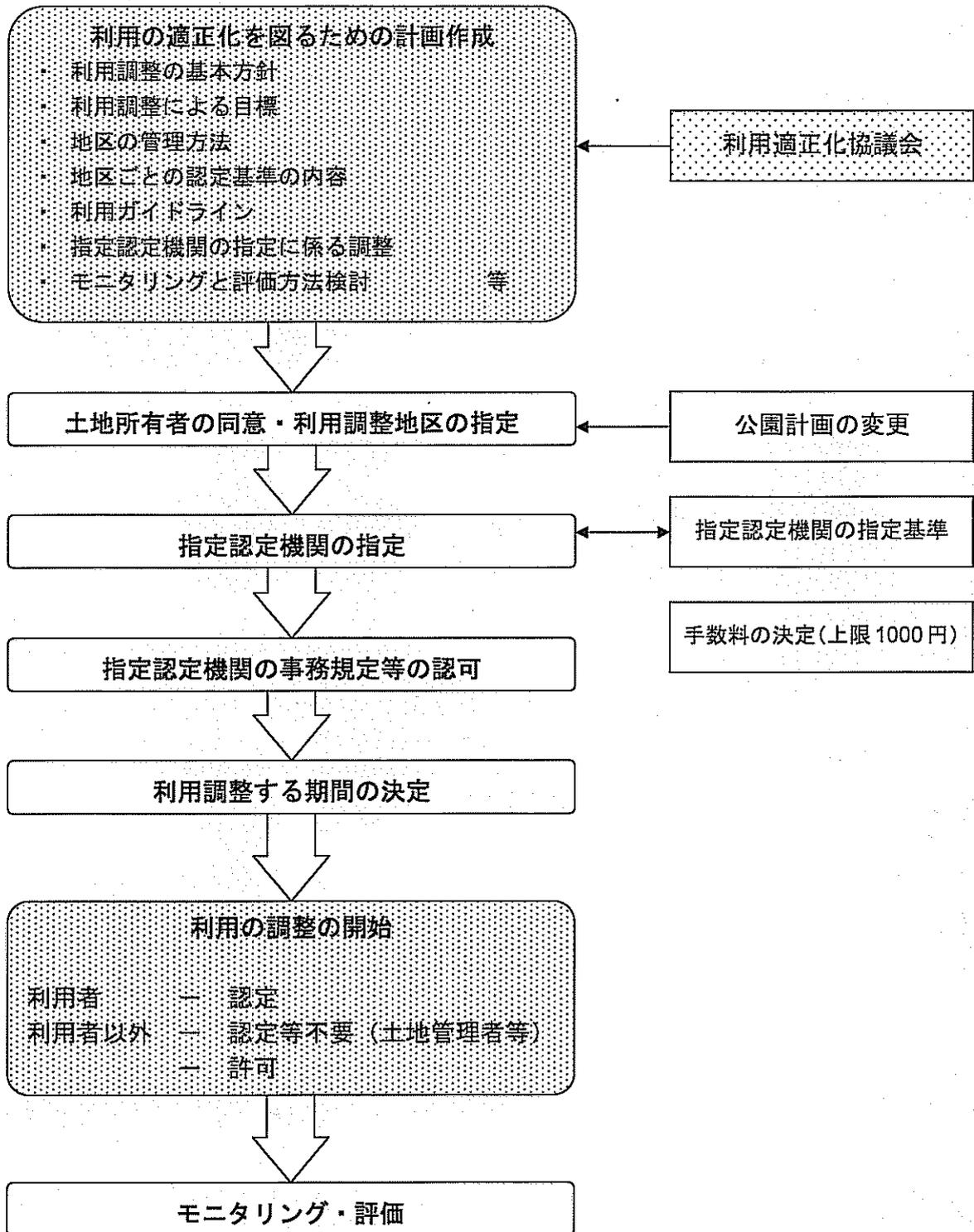
(1) 利用調整地区についての認定と許可の関係

	認定	許可
対象者	公園利用者 (風景鑑賞、動植物観察、個人的な写真撮影等)	公園利用者以外 (学術研究、視察、公益上の調査等)
手続機関	指定認定機関が行うことができる	環境大臣又は都道府県知事
認定等の基準	全国的な認定基準(省令) 地区ごとの認定基準(告示)	地区ごとに許可の取扱方針を定めることが適当
基準の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人数(ex. 100人/日) ・日数(ex. 日帰り利用のみ、連続した5日間まで) ・時間(ex. 5時間以内、9～17時まで) ・利用の行為(ex. 屋外スポーツ、花火、拡声器の使用等を行うものでないこと) 	地区ごとに検討
立ち入りに際しての条件	規定なし (認定基準の遵守)	保護のために必要な限度で条件を付す(期間、立入り方法等)
料金の徴収	認定に必要な手数料を徴収	なし
立ち入り認定証等の携帯	携帯義務あり	特に必要と思われる場合は、携帯を指導

(2) 認定・許可ともに不要な場合(例)

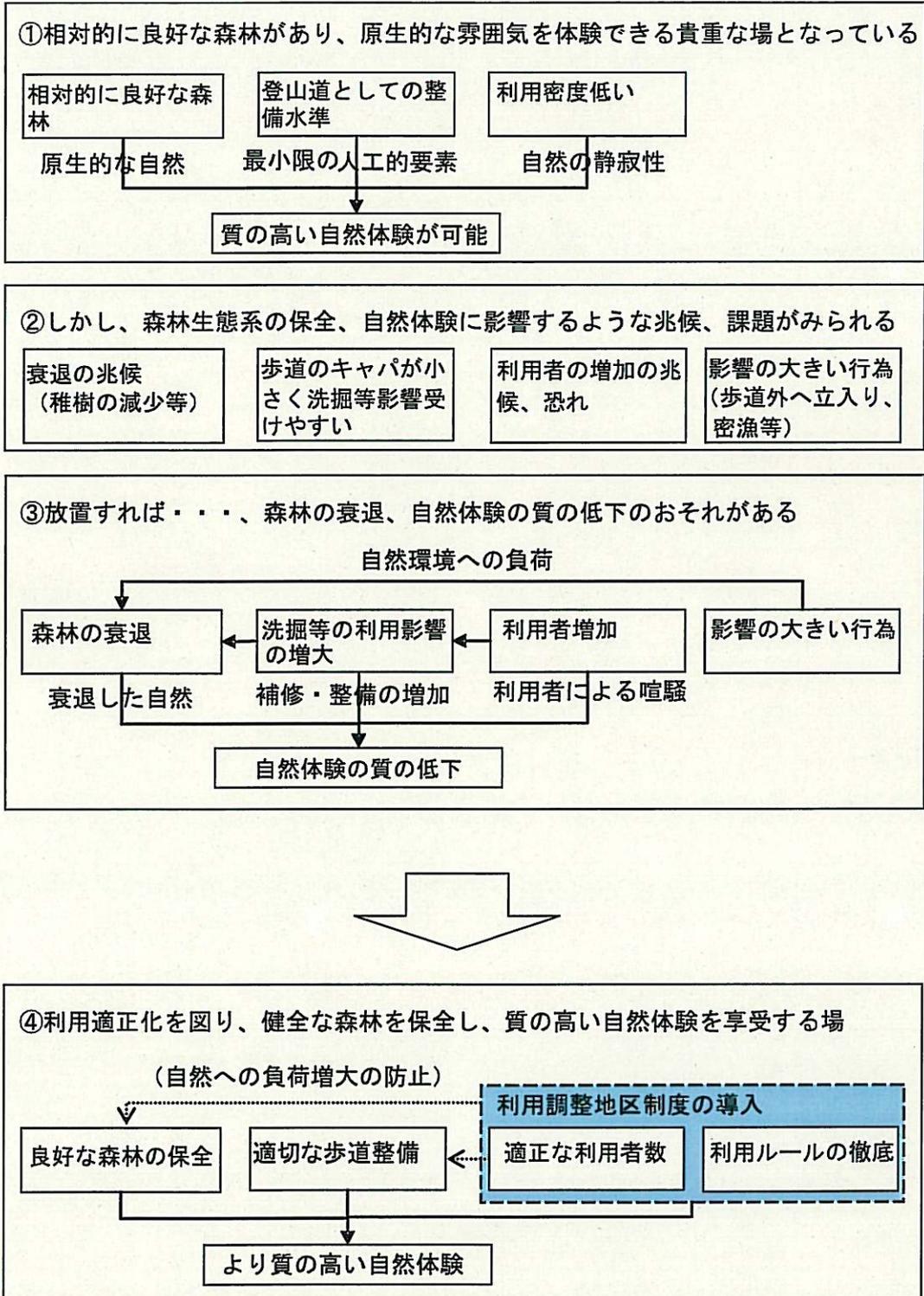
- ・当該地区の管理をする者
- ・工作物の新築等の許可を受けた行為の工事を行う者
- ・公園事業を行う者
- ・土地所有者、施設の維持管理を行う者等の既に地区内における権利を得ている者 等

4. 利用調整地区設定までの手順



西大台地区における利用調整地区制度の必要性

【現在の西大台】



西大台地区の自然の概況

1. 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m~1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇窟、千石窟などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

2. 植 生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

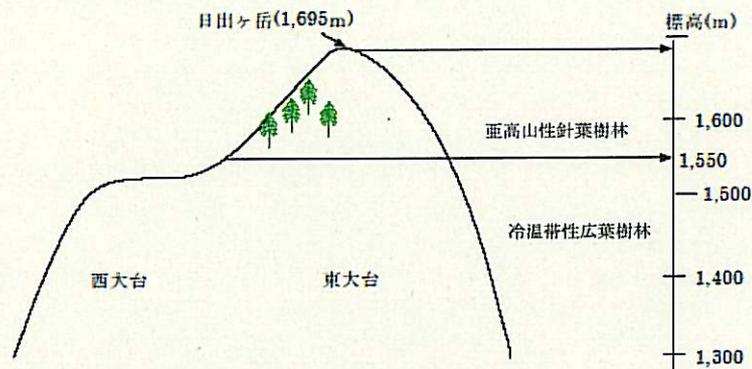


図 1 大台ヶ原の植生概況

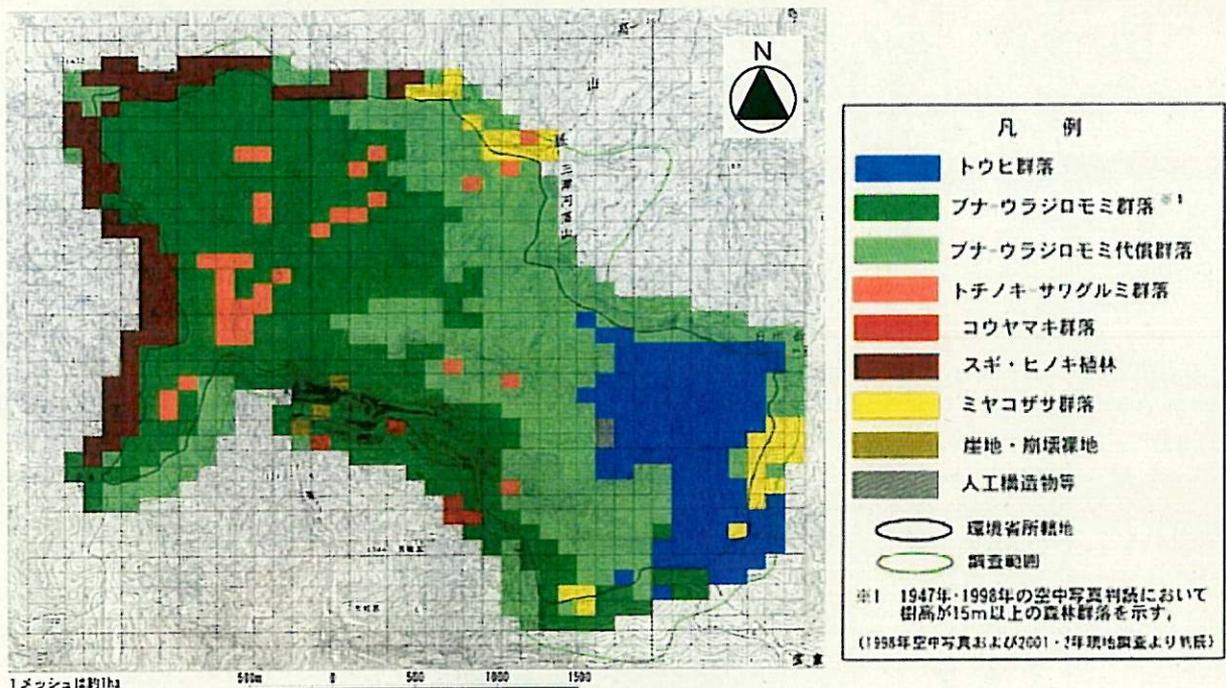


図 2 植生現況図 (2002 年)

3. 生物相

大台ヶ原では以下(1)～(6)に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

(1) 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科860種が記録確認されている。

(2) 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

(3) 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

(4) 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

(5) 両生類

大台ヶ原が新種記載の際にタイプ産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

(6) 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイルリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどが挙げられる。また、大台ヶ原がタイプ産地であり、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。



写真1 ニホンジカ

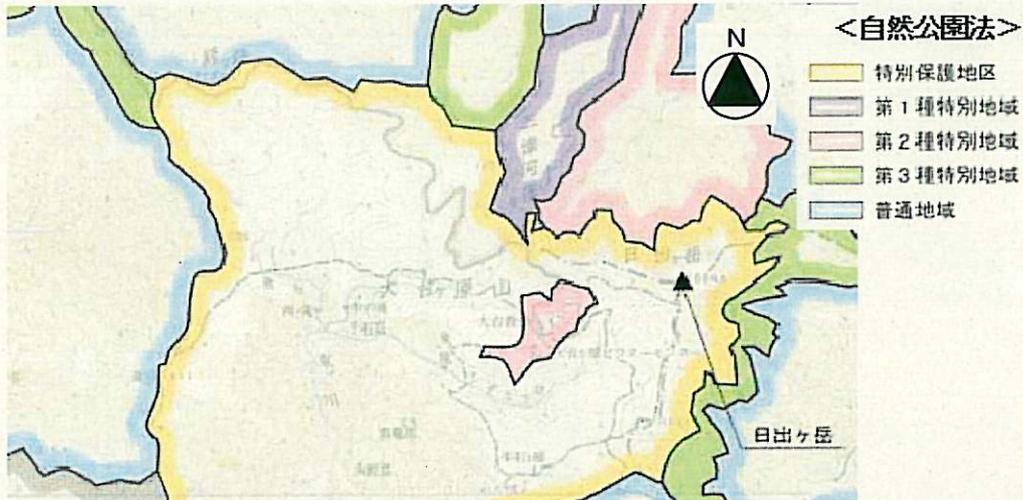


写真2 オオダイガハラサンショウウオ

4. 関連法令等の指定状況

(1) 自然公園法

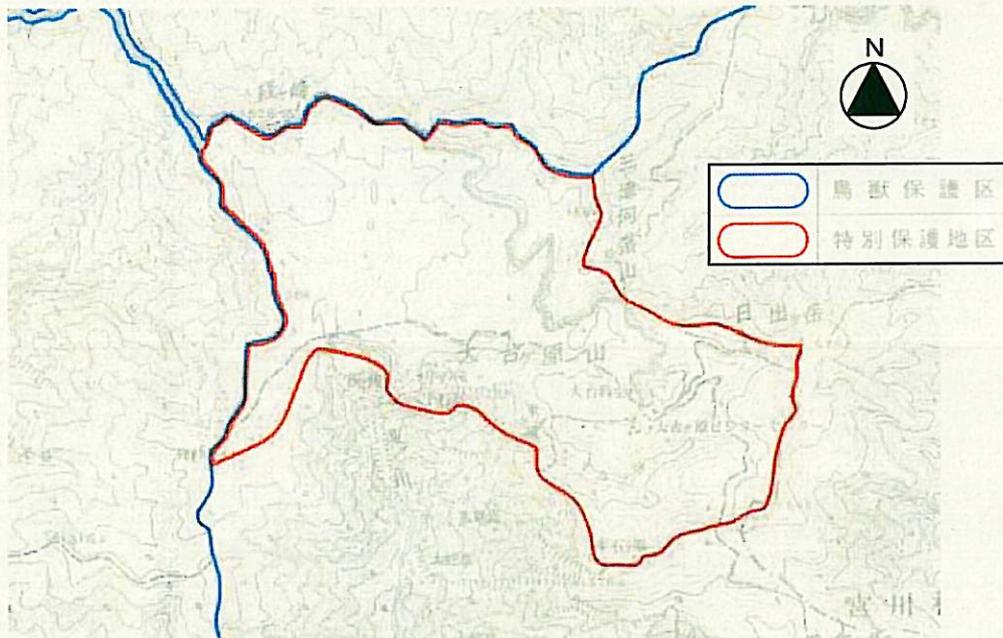
大台ヶ原の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区（*1）に指定されている。なお、大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺 24.1ha は、利用者の拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。



*1 特別保護地区：特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域など、特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

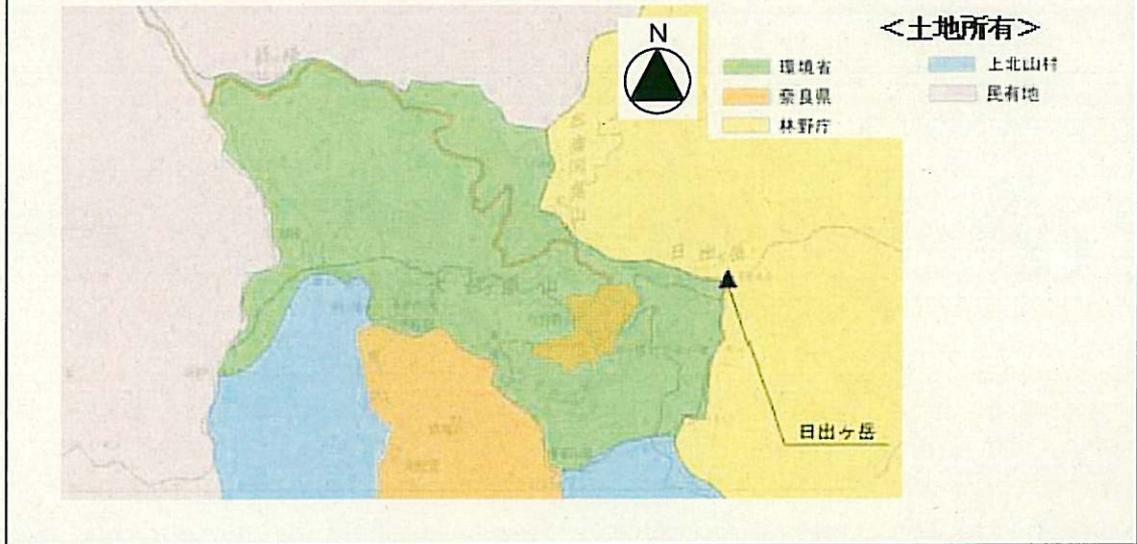
大台ヶ原は、その全域が国指定大台山系鳥獣保護区の特別保護地区（*2）に指定されている。



*2 特別保護地区：大規模生息地や希少鳥獣生息地など、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が必要な地区。

(3) 土地所有現況

大台ヶ原の土地所有は、集団施設地区（奈良県有地）及びドライブウェイ（県道）を除き、環境省の所管地となっている。また周辺地域については、林野庁、奈良県及び上北山村の所有地となっており、国・公有地化が進んでいる。

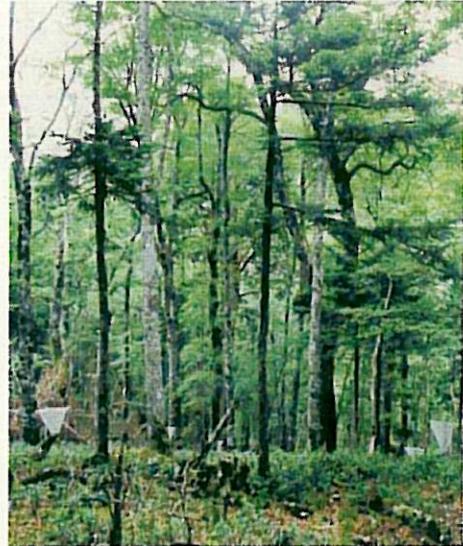


西大台における自然環境の現状と課題

■相対的に良好な森林が残っており、原生的な雰囲気を保っている。

西日本でも貴重な平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹林がまとまって分布している地区である。

また、利用密度は低く原生的な雰囲気を体験できる地区である。



(右写真：西大台の森林の状況)

⇒ 森林の衰退の兆候がみられる

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

また今年度実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI (ブナ・スズタケ密) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII (ブナ・スズタケ疎) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。



(右写真：タイプVIIの森林)

■登山道として整備されている歩道は洗掘等の影響を受けやすい

◆西大台の登山道の洗掘状況

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。



(写真：複線化の事例。洗掘により歩きにくくなった区間に多い)

◆吉野熊野国立公園管理計画書における位置づけ（関連部分を抜粋）

<保全方針>

○東大台地区のトウヒ林

「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」（関連部分を抜粋）

○西大台地区のブナ林

「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」（関連部分を抜粋）

<公園事業取扱方針>

○西大台の歩道は、登山道として整備する。

○東大台の歩道は、自然観察路として必要な整備を行う。

■現況においては利用密度が低い利用者増加のおそれがある

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

◆旅行社ツアー等の実施状況

1. インターネット、チラシ等への掲載情報（※）

- ・平成17年は大台ヶ原全体で23団体（旅行社15、交通事業者4、自然学校1、自治体1、その他2）により231件のツアーが企画されている。
- ・西大台を対象としたツアーは全体の22%、51件あり、このうち28件が9～11月に集中している。なお、9～11月の件数は平成16年と比較して増加している。

表1：季節別・曜日別のツアー開催回数

コース	平成16年度			平成17年度			
	西大台	東大台	計	西大台	東大台	不明	計
春(4～6月)				8(7)	62(41)	6(5)	76(53)
夏(7～8月)				15(8)	31(16)	0(0)	46(24)
秋(9～11月)	16(5)	50(21)	65(27)	28(15)	75(43)	6(6)	109(64)
計	16(5)	50(21)	65(27)	51(30)	168(100)	12(11)	231(141)

※インターネット、チラシ等への掲載情報を定期的に記録・集計したものであり、大台ヶ原を対象とした全ての企画を網羅するものではない。

※（ ）内は土日祝の開催回数を示す。「不明」は東大台、西大台の明確なコース標記が無かったもの。

※人数不足や天候等によりツアー不催行の可能性が考えられるが、全て実施されたと想定して集計している。

2. ツアーバスの入込台数

- ・平成17年7月～11月の調査では合計323台、1日平均2.1台のツアーバスが記録された。
- ・ただし、ピーク時の集中度が高く、最大ピーク時（H17.10.15）には1日に24台のツアーバスが記録されている。このうち、西大台を対象とするツアーが22%であったと仮定すればピーク時には1日に5.3台のツアーバスによる入込が推計される。

表2：季節別・曜日別のツアーバス台数

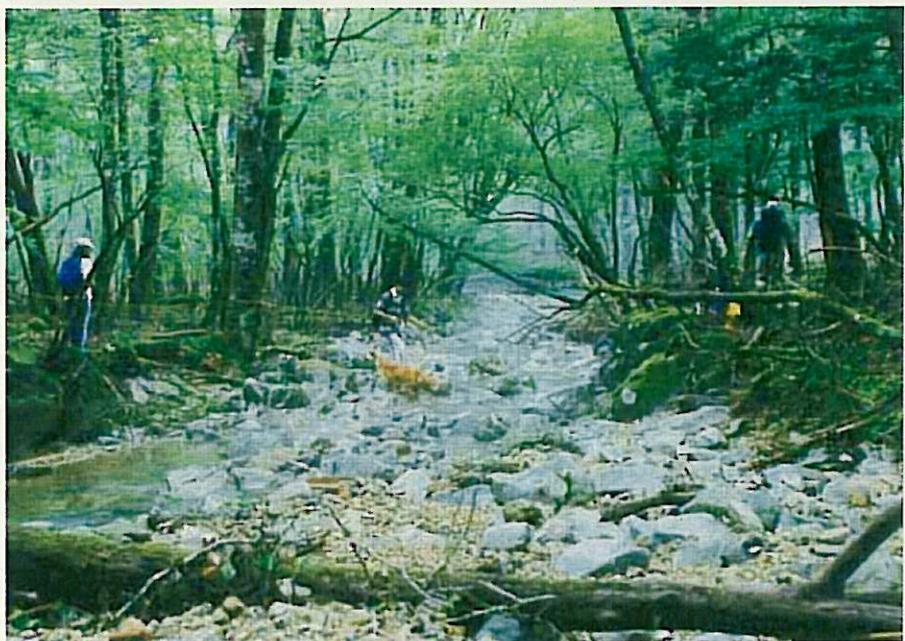
	土日祝		平日		計	
	台数	平均	台数	平均	台数	平均
夏(7～8月)	51	2.7	26	0.6	77	1.2
秋(9～11月)	155	2.4	91	3.6	246	2.8
計	206	2.5	117	1.7	323	2.1

※調査期間は平成17年7月1日～11月7日（11月後半データ未入手）の延べ151日である。

※平均は、当該期間のバス総数を述べ日数（土日祝、平日別）で割ったものである。

■森林生態系に影響を及ぼす恐れの高い行為がみられる

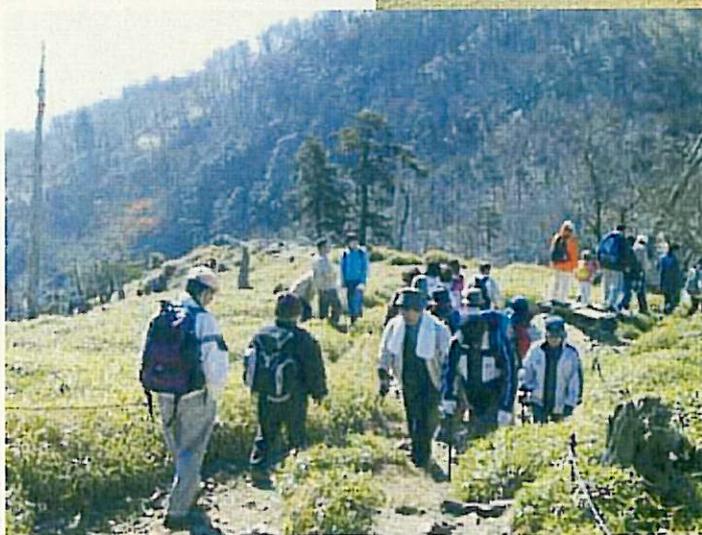
歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為が確認されているほか、現地の状況に精通している複数の関係者から動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。



(写真：㊸写真撮影のために歩道外に立入る例。㊹ペットの持ち込み例)

■利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある

◆ピーク時の東大台の林内



◆西大台利用者による団体利用者への意見

○大きな団体は来て欲しくない。東大台のような観光地化は反対（旅行会社のツアーは反対）

○10人程度のグループまでに押さえるべき。大きな団体はリーダーの目が行き届かず、マナーが悪くなりがちである。

○大型観光バスはやめて欲しい。団体客には困っている。行動が重ならないようにしている。（夜中に来て朝8:00ぐらいに帰るパターンが多い）

○団体客の入山を禁止すべきである。10人が限度だと思う。ガイド同伴もいいことだと思う。

*西大台利用者へのヒアリング調査（平成16年5月22日、23日、対象者23人（グループ））

利用の状況

○年間の利用者数変動

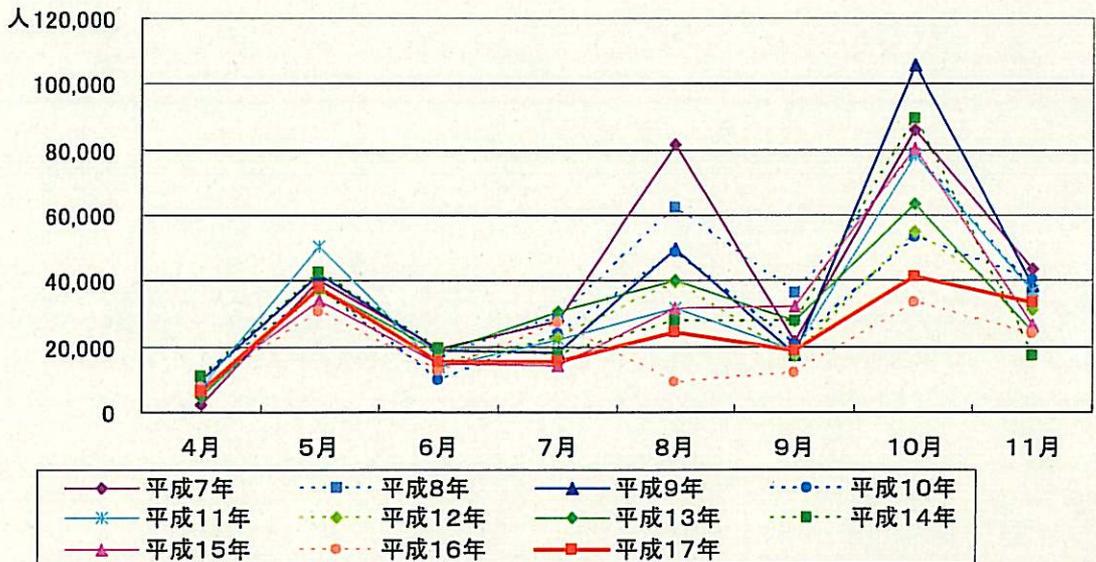


図 1 大台ヶ原の月別入込み数（ビジターセンター調べ）

○月別の利用者数変動

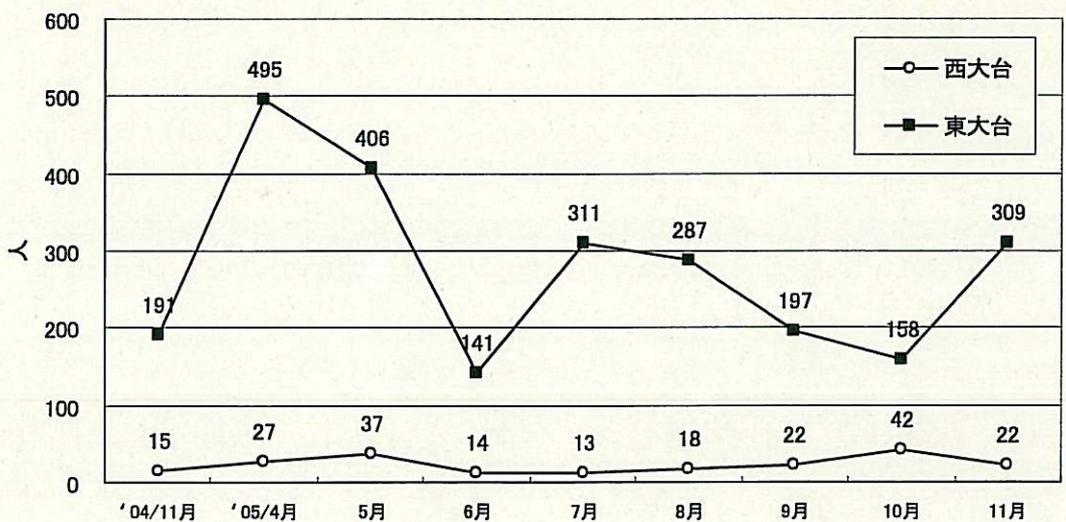


図 2 月別平均入山者数（平成 16. 11, H17. 4~11 カウンター記録）

注) 7月 2 日~14 日（延べ 13 日間）、10 月 8 日~30 日（延べ 23 日間）の期間は、計器トラブルにより東大台カウンターのデータが欠損している。

○時間別の利用者数変動

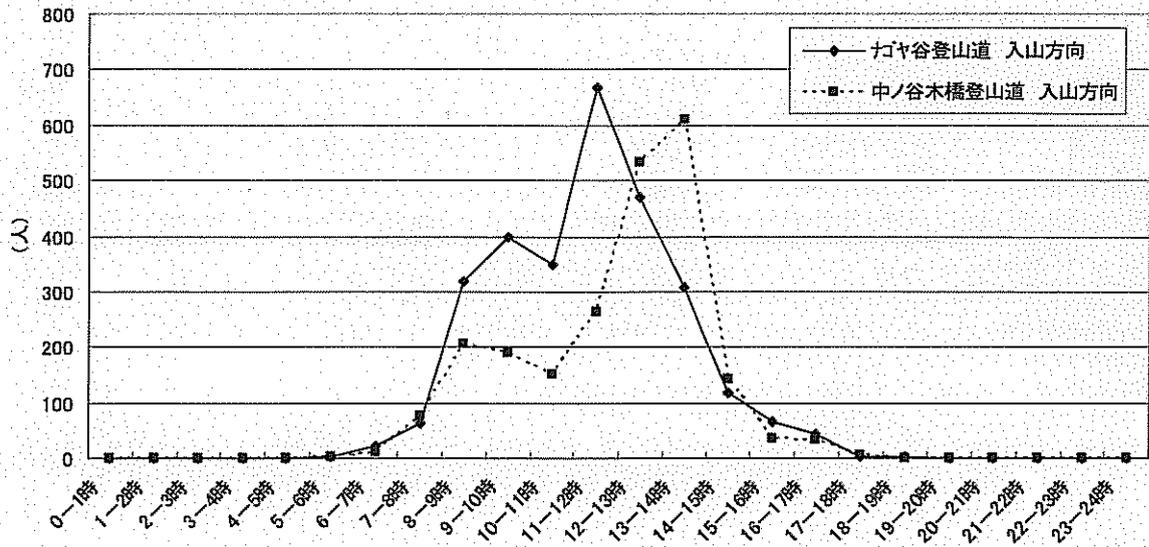


図5 西大台の入込者数の時間変動 (平成 16. 11. H17. 4~11 カウンター記録)

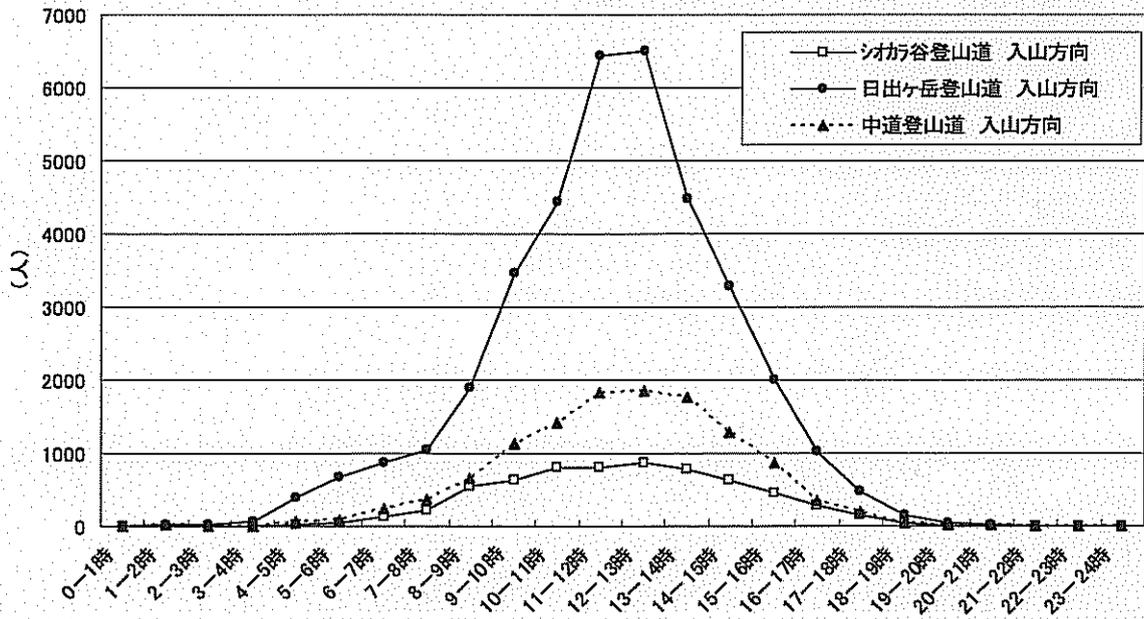


図6 東大台の入込者数の時間変動 (平成 16. 11. H17. 4~11 カウンター記録)

○利用人数区分ごとの記録日数

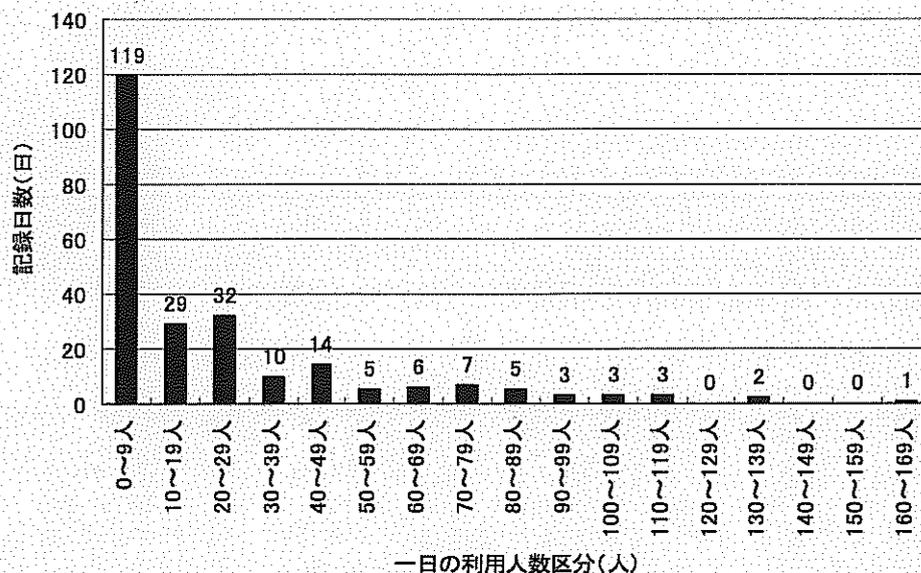


図3 西大台の1日あたり利用人数の分布(平成16.11, H17.4～11カウンター記録)

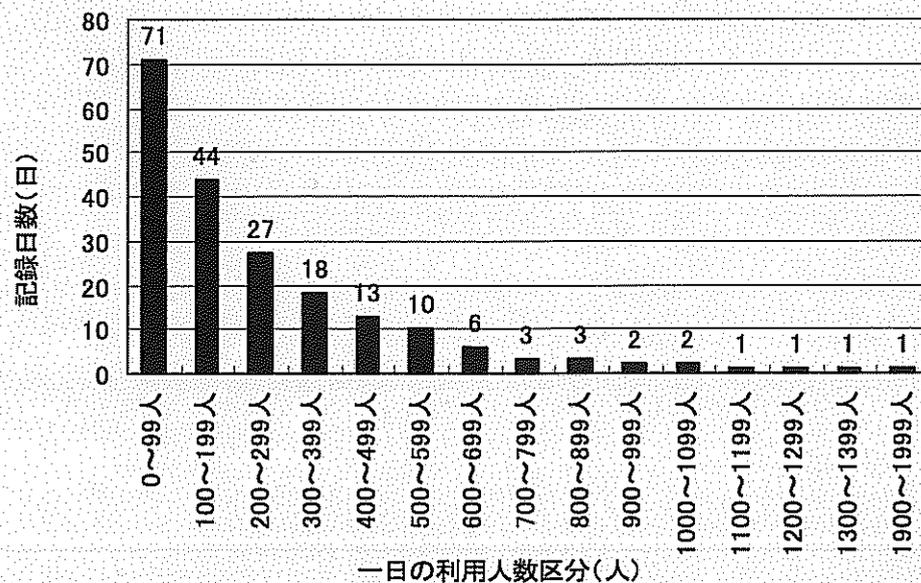


図4 東大台の1日あたり利用人数の分布(平成16.11, H17.4～11カウンター記録)

○一日あたり利用人数の上位 20 日

表 1 西大台 1 日あたり利用人数の上位 20 日

順位	日付	曜日	人数	順位	日付	曜日	人数
1	2005/5/3	火・祝	169	11	2005/10/10	月・祝	90
2	2005/5/21	土	139		2005/7/17	日	90
3	2005/11/3	木・祝	131	13	2005/10/30	日	86
4	2005/10/15	土	114		2005/6/5	日	86
5	2005/10/9	日	110	15	2005/5/14	土	82
	2005/11/5	土	110		2005/8/6	土	82
7	2005/5/4	水・祝	106	17	2005/5/28	土	81
8	2005/10/16	日	104	18	2005/10/22	土	77
9	2005/9/23	金・祝	101	19	2005/11/2	水	76
10	2004/11/3	水・祝	94	20	2005/11/12	土	76

表 2 東大台 1 日あたり利用人数の上位 20 日

順位	日付	曜日	人数	順位	日付	曜日	人数
1	2005/5/4	水・祝	1,939	11	2005/7/17	日	811
2	2005/5/3	火・祝	1,390	12	2005/5/28	土	786
3	2005/11/5	土	1,207	13	2005/5/5	木・祝	760
4	2005/11/13	日	1,199	14	2005/5/29	日	705
5	2005/5/21	土	1,089	15	2005/9/19	月・祝	684
6	2005/9/18	日	1,014	16	2005/7/18	月・祝	658
7	2004/11/3	水・祝	955	17	2005/5/15	日	643
8	2005/11/3	木・祝	924	18	2005/6/5	日	634
9	2005/8/28	日	875	19	2005/11/2	水	621
10	2005/4/30	土	818	20	2005/5/14	土	610

(平成 16. 11, H17. 4~11 カウンター記録)

○ピーク時における地点別利用者数 (一日あたりの平均)

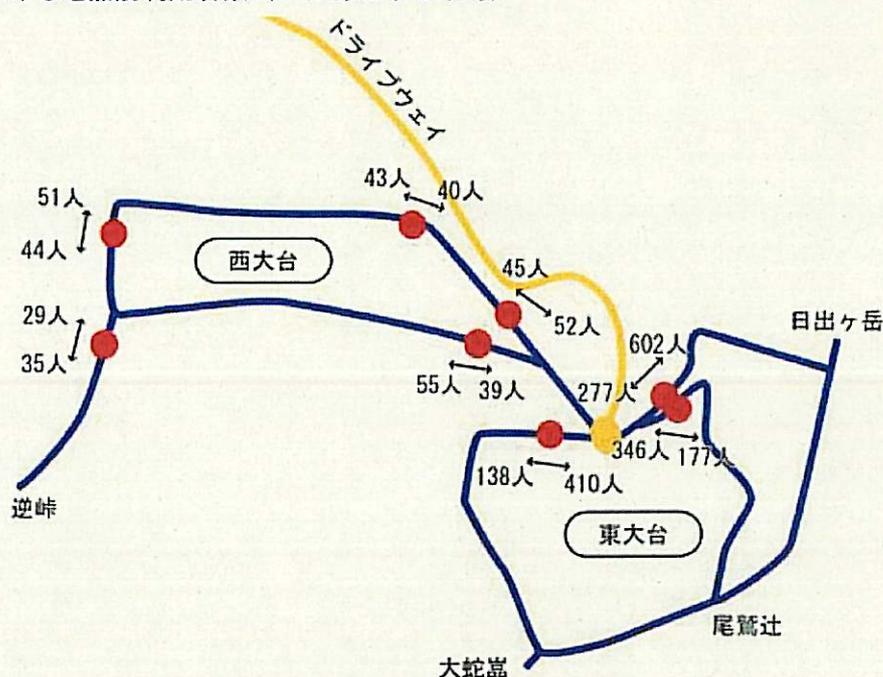


図 7 ピーク時における地点別利用者数

(平成 16. 11, H17. 4~11 カウンター記録より東大台、西大台それぞれ上位 20 日の 1 日あたり平均)

検 討 事 項

1. 利用の質の向上を図る方法

論点 1 西大台において推奨すべき「ふれあい利用」はどのようなものか？

- 原生的な森林景観を楽しむ 例) セツ池周辺のブナとカエデの森、
ワサビ谷手前のトチノキ、ヒノキの巨木群
- 貴重な動植物を観察する 例) 開拓分岐やセツ池周辺のバイケイソウ群落
- 歴史、文化を学ぶ 例) 行者が庵を結んでいたナゴヤ谷広場、
松浦武四郎の分骨碑

(標準的な西大台周回コース・歩行 4 時間程度)

駐車場～開拓分岐～西大台展望台～開拓分岐～セツ池～ナゴヤ谷広場～駐車場

自然環境にダメージを与えずに持続的な利用を図るために必要な利用ルールを設定する。

- ① より質の高い自然体験を享受するために推奨すべき利用形態
- ② 禁止行為等の周知に関する事項
- ③ ガイド同行のプログラムの認定基準化に関する事項

2. 利用の調整を図る方法

論点 2 質の高い自然体験を確保するためには、どのような範囲の利用が適切であるか？

(1) 利用人数の適正化の方法

豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。

- ① 1日あたり、月間、年間の利用人数の上限設定に関する事項
- ② 同時滞在人数の上限設定に関する事項
- ③ 同時に入山する人数の上限設定に関する事項
- ④ ガイドの同行等、利用形態による上限枠設定に関する事項 等

(2) 対象とする利用者の範囲

西大台では駐車場を基点とした周回利用以外にも様々な利用ルートと利用形態がみられるため、適正に対象を設定する。

- ① 駐車場を起点にした日帰り利用者の取扱いに関する事項
- ② 山麓からの登山利用者等の取扱いに関する事項
- ③ 歩道以外からの入山者（ドライブウェイから直接入山等）の取扱いに関する事項

(3) 対象とする期間・時間

期間および時間は利用適正化の目的を達成するために必要な期間・時間と、管理運営上の条件の両面から適正に設定する。

- ① ドライブウェイ開通期間に関する事項
- ② ドライブウェイ閉鎖期間に関する事項
- ③ 土・日・祝日など、ピーク時の取扱いに関する事項
- ④ 昼間の利用に関する事項
- ⑤ 夜間、早朝の取扱いに関する事項

(4) 利用調整を行う区域

以下の3つの要件を満たす区域を設定する。

- ① 原生的な雰囲気が保たれている森林を有する区域
- ② 土地所有者の合意と協力が得られる区域
- ③ 利用者の出入りをコントロールすることが可能な区域

3. 利用調整の実施体制

論点3 利用者の視点から見た望ましい認定事務や手続きのあり方は？

(1) 管理運営体制の確立

地域住民、土地所有者、地域内外の事業関係者と関係行政機関などが協働し、積極的な役割分担により推進する

- ① 立入認定事務の実施主体（指定認定機関）に関する事項
- ② 現場受付および認定事務にかかる詰所の整備、人員の配置等に関する事項
- ③ 事前申込み予約の受け付け、問合せ対応の体制に関する事項
- ④ 事前レクチャーの実施場所の確保、指導員の配置、指導プログラムの製作に関する事項
- ⑤ 入山後の巡視、指導体制の整備に関する事項
- ⑥ 駐車場横の入山口の管理に関する事項
- ⑦ 西大台に通じる山麓の入山口に関する事項
- ⑧ 体験プログラム企画・実施に関する事項
- ⑨ 利用調整地区制度の周知徹底に関する事項

(2) モニタリングの実施方法

- ① モニタリングすべき項目に関する事項
- ② モニタリングの実施及びその評価体制に関する事項

西大台地区利用適正化計画に向けた骨格的考え方（案）

1. 利用の適正化を図るための基本方針

大台ヶ原自然再生推進計画およびこれまでの調査検討を踏まえ、大台ヶ原のうち、西大台地区を対象とする利用適正化計画の背景、目標、基本方針は以下のように整理する。

(1) 背景

西日本で唯一太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹林がまとまって分布し、利用密度は低く原生的な雰囲気を経験できる地区であるが、利用圧が高まり、現状のままでは、自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある。

(2) 目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区について、利用を調整することで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として将来までその自然環境を継承することを目標とする。

(3) 利用のあり方に関する基本方針

- ・自然環境にダメージを与えずに持続的な利用を図るため、必要な一定のルールを認定基準として設定する。
- ・利用者がそれぞれに自然にふれあい、自らの体験のなかから自然との関わり方について学ぶことを基本姿勢とし、利用者が自然について考え、理解を深めるために必要な情報の提供を行う。
- ・利用人数は、西大台地区の豊かな自然環境を経験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・利用制限の主たる対象は、駐車場を起点とした日帰り利用者客とし、山麓からの登山利用については、認定手続き等取扱いについて検討する必要がある。

(4) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、適正に自然環境の保護及び管理を行う。

(5) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・質の高い自然体験を提供するために、歩道やサイン等の整備のほか、管理運営のための施設整備等は必要最小限かつ影響の少ない位置、整備手法等を検討する。
- ・利用者の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。

2. 利用調整を行う区域

利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件は、以下のとおりである。

【利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件*1】

(*1：中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方小委員会第2回審議資料「自然公園法の改正について」（平成14年1月16日）より抜粋）

- ① 国立・国定公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気 が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- ② 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観や生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- ③ 原則として特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定されている地区
- ④ 土地所有者の合意と協力が得られる地区

上記要件に基づき、西大台地区における利用調整地区の区域を検討すると、図1の区域が想定される。



図1 利用調整地区の区域イメージ

3. 利用調整の期間

(1) 対象期間

大台ヶ原の来訪者の大半は自動車によるアクセスであることから、ドライブウェイの開通している4月下旬から11月までが主な利用期間となっており、利用調整を実施する期間は当該期間とすることが望ましい。なお、対象期間は、今後、利用の現状、利用の質の向上、管理運営の効率や人員の確保の視点なども踏まえて最終的な合意を図る。

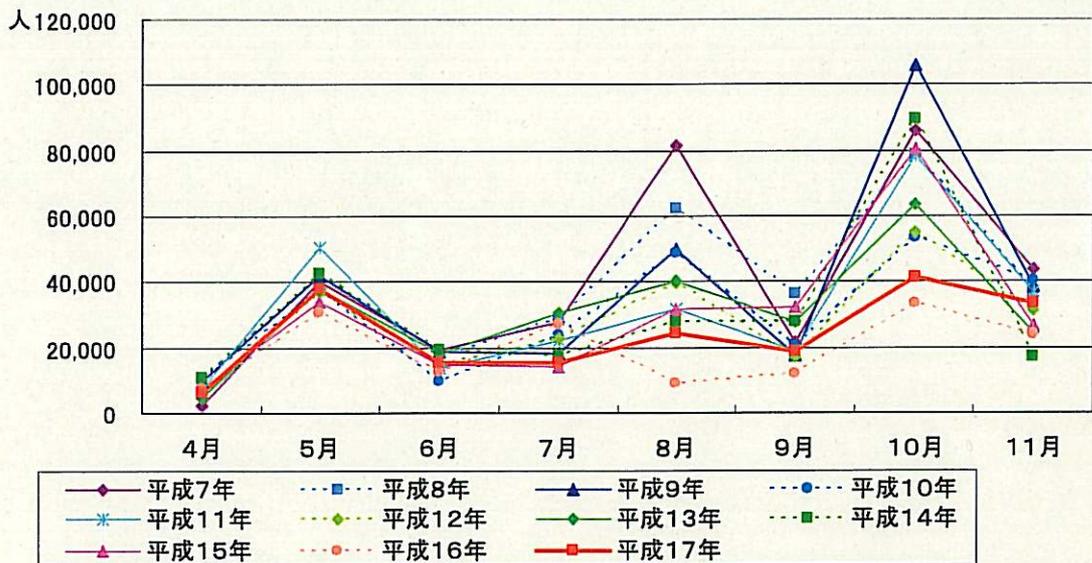


図2 大台ヶ原の月別入込み数（ビジターセンター調べ）

(2) 対象時間

西大台における利用時間の現況、管理運営上の視点を考慮し、利用調整を実施する時間は終日とすることが望ましい。なお対象時間は、上記期間と同様に、今後、自然環境の状況、利用者のニーズなども踏まえて最終的な合意を図る。

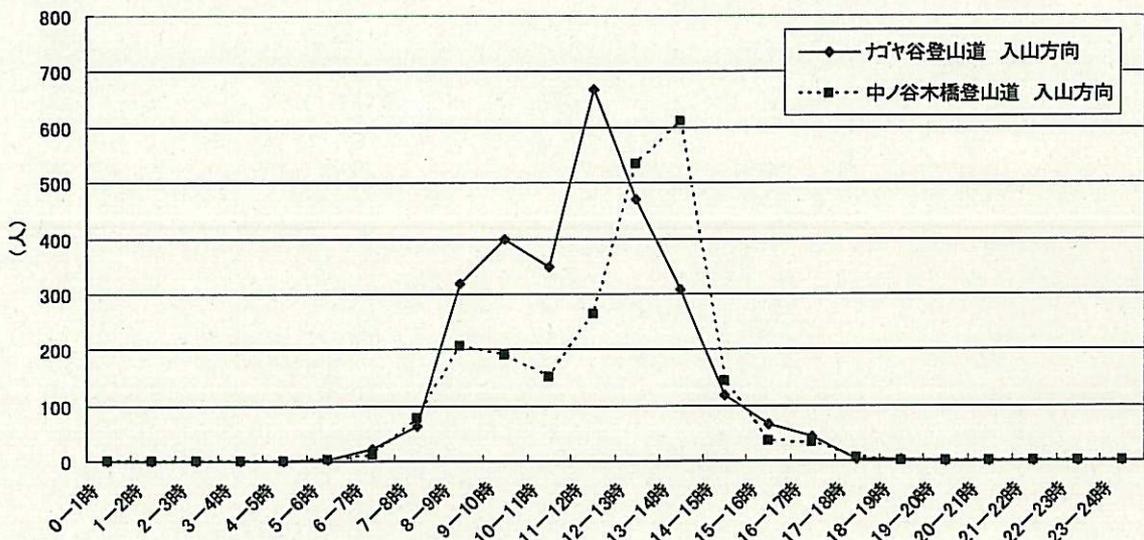


図3 西大台の入込者数の時間変動（平成16.11, H17.4~11 カウンター記録）

4. 立入認定基準

立入りの認定の基準については、自然公園法施行規則に示されているように、国立公園にあっては環境大臣が利用調整地区ごとに人数、期間、注意事項及びその他必要事項を定めることになっている。

利用者はこれらの基準等を守るとともに、自然公園法施行規則に掲げられている全ての利用調整地区に共通の禁止行為を守り、自己責任による立ち入るものであることが求められる。

(認定基準：資料1の別紙2参照)

(1) 人数

①考え方

大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。

②利用人数の上限の設定

人数調整の方法には、一定区域（ルート）における一日、月間、年間等一定期間内の利用者数の上限、一定区域（ルート）における同時滞留者数の上限、利用形態ごとの利用者数の上限などがある。

大台ヶ原において、自然環境の保全・再生のために必要な制限人数を科学的に立証することは困難であることから、現状の利用動向やピーク時の入込人数を目安として上限を検討することが望ましい。また、自然とのふれあい体験の視点から、姿が見える範囲、声の聞こえる範囲における同時滞在人数が少ない方が望ましい。

従って、1日あたりの人数の上限を設定するとともに、同時に入山する人数の制限については、必要に応じて検討する。

上記①の考え方、②の利用人数の上限の設定に基づき、具体的な制限人数については、カウンター調査結果等を踏まえて最終的な合意を図る。

<参考>

○西大台の1日あたりの利用人数について

- ・ 100人を超える日：7日（5月、9月、10月の土日祝）

○同時に入山する団体の人数について

- ・ アンケートで意見の多かった望ましいとされる人数：10人
- ・ 複数のバスツアーの最小催行人数：18人

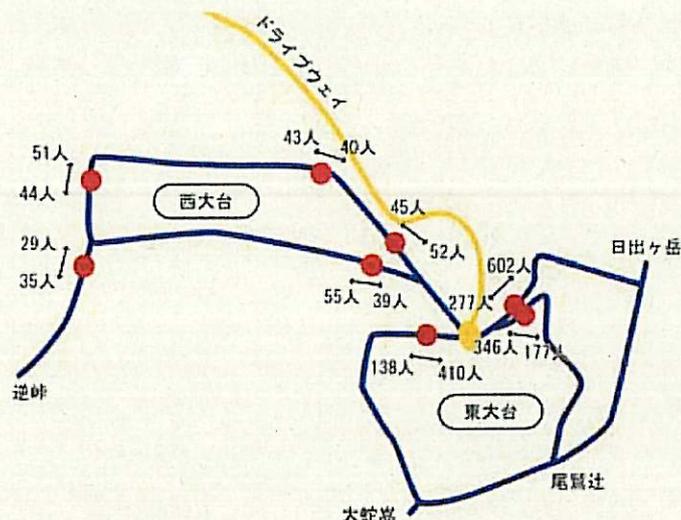


図4 ピーク時における地点別利用者数

(平成16.11, H17.4~11カウンター記録より東大台、西大台それぞれ上位20日の1日あたり平均)

○利用人数区分ごとの記録日数

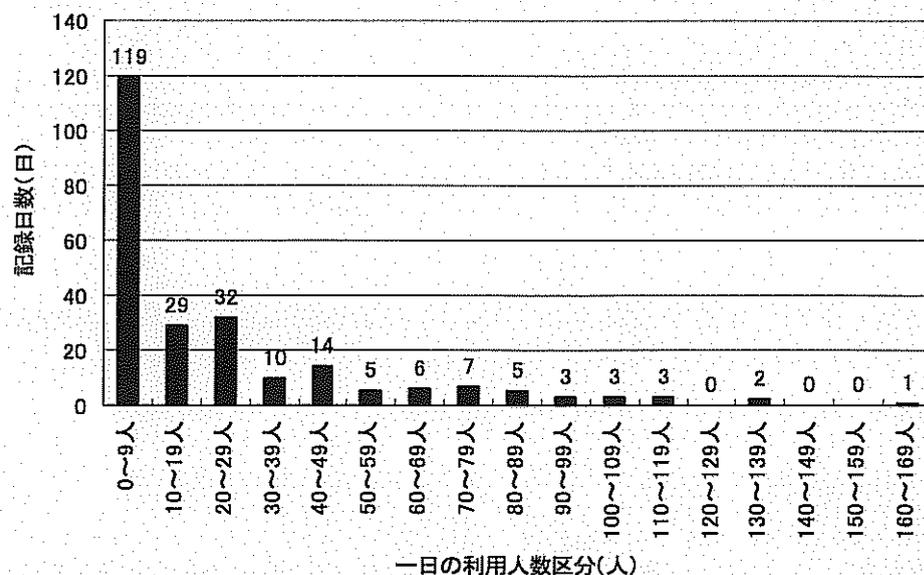


図5 西大台の1日あたり利用人数の分布（平成16.11, H17.4~11カウンター記録）

○一日あたり利用人数の上位20日

表1 西大台1日あたり利用人数の上位20日

順位	日付	曜日	人数	順位	日付	曜日	人数
1	2005/5/3	火・祝	169	11	2005/10/10	月・祝	90
2	2005/5/21	土	139		2005/7/17	日	90
3	2005/11/3	木・祝	131	13	2005/10/30	日	86
4	2005/10/15	土	114		2005/6/5	日	86
5	2005/10/9	日	110	15	2005/5/14	土	82
	2005/11/5	土	110		2005/8/6	土	82
7	2005/5/4	水・祝	106	17	2005/5/28	土	81
8	2005/10/16	日	104	18	2005/10/22	土	77
9	2005/9/23	金・祝	101	19	2005/11/2	水	76
10	2004/11/3	水・祝	94	20	2005/11/12	土	76

(平成16.11, H17.4~11カウンター記録)

(2) 期間

p4で検討したとおり、4月中旬～11月末のドライブウェイ開通期間とすることが望ましいが、今後、利用の現状、利用の質の向上、管理運営の効率や人員の確保の視点なども踏まえて最終的な合意を図る。

(3) 禁止行為等

全国の利用調整地区に共通の事項としては、生きた動植物の持ち込み、野生動物への餌やり、野生動物に影響をおよぼす撮影・観察等、ごみ等の廃棄、球技等の野外スポーツ、花火・拡声器等の使用が禁止事項となっている。

また、本計画区域を含む大台ヶ原地区の吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（H13.12）では、歩道以外への立入の禁止、野営の禁止、コンロの使用禁止等が定められている。

利用調整地区への立入りにあたっては、これらの行為規制の遵守が必要となる。

(4) その他の基準

上記（1）～（3）以外にも必要に応じて、利用調整地区ごとに基準を定めることができる。

その他の基準の必要性及び項目については、今後協議会で検討する。

(5) 注意事項（利用ガイドライン）

自然公園法施行規則では人数、期間等の基準、禁止行為以外に利用調整地区ごとに注意事項を定めることとなっている。

当該地区においては、大台ヶ原自然再生検討会・利用対策部会において採択された「利用部会アピール」（H16.12）を踏まえ、大台ヶ原の自然環境や利用の現状と目指すべき姿を見据えた注意事項の設定が求められるが、その具体的内容については今後協議会で検討する。

また、これらの注意事項を利用者に周知させるための仕組みが必須であり、このため、認定希望者への手引書・パンフレットの配布やビジターセンター等との連携において事前レクチャーの実施など、その手法について検討が必要である。

5. 運営計画の検討

(1) 指定認定機関

立入認定事務の実施については指定認定機関を指定することができる。利用調整地区にかかる認定事務をはじめ管理運営の効率等を考えると地元の団体が指定されることが望まれる。

このため、地元行政機関、関連団体等との協議を進めながら既存団体等の指定または新たな団体等の設立を検討する。

(2) 事務所施設

認定関係事務の実施に係る事務所は、現場の状況に即した対応を可能とするため大台ヶ原の集団施設地区内に設けることが望ましいと考えられる。

具体的な施設については、専用施設の新設、ビジターセンターとの連携など様々な可能性を検討する。

(3) その他施設

利用調整地区の管理運営に必要な施設として、ゲート機能をもつ施設、現場監視員の詰所機能を持つ施設等について、自然環境への影響等に配慮のうえ検討する。

また、利用者への情報提供や事前レクチャーのための施設の整備や既存施設との機能連携についても検討する。

(4) 受付の方法、人数調整の方法等

受付の方法は、公平性を保ち、現場での混乱を防止するため、インターネットを含む複数の手段の組み合わせによる事前予約を基本とし、予約が少ない場合は現場での先着順受付とする方法、人数の上限を超えた申し込みがある場合はグループ単位での抽選により人数の調整を図る方法などを検討する。

また、立入り希望時間や全体スケジュールの添付を義務付けて、一定の時間や場所に利用が集中しないよう誘導するような仕組みについても検討しておく。

利用調整地区への立入りの事前予約者は現場事務所（またはゲート）において認定基準を満たすことを確認したうえで認定書を発行し、立入りを認定することなどが考えられる。

(5) 利用者等への情報発信、必要情報の周知徹底

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の指定およびその考え方について情報発信し周知の徹底を図る必要がある。

その上で、認定希望者には「注意事項」の周知徹底とともに、当日の天候・ルート情報から西大台の自然環境・歴史まで幅広い利用情報の提供が必要である。

(6) 利用者の指導

大台ヶ原では歩道以外への立入りや動植物の盗採なども確認されているが現状においては十分な巡視、指導を実施できる体制が確立されていない。

利用調整地区においては区域を定めて人数上限・利用期間の指定のうえ、禁止行為・注意事項の遵守を認定基準としているため、未認定者の立入りや認定者の認定基準違反などについて巡視、指導する体制が求められる。

これらは協議会構成員など関係者や地元住民の役割が求められる一方、一定の知識と責任を持った人材・体制において行われることが望まれる。

巡視・指導体制の確立のために一定のコストが必要とされるが、認定基準としても検討されるガイドルの導入は、これらの体制の確立にも寄与することが期待される。

(7) 地域・関係者との協働

制度の導入および管理・運営においては地域住民、土地所有者、地域内外の事業関係者と関係行政機関等が協働し、積極的な役割分担により推進することとする。

6. モニタリング、その評価及び計画への反映

利用調整の効果について、目標設定と達成状況に応じた適切な見直しが重要であり、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させておく必要がある。

大台ヶ原においては平成 17 年 1 月をもって大台ヶ原自然再生推進計画が策定されたところであり、今後は同計画に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取り組みが具体化されることになる。本利用調整地区（検討区域）も同計画の対象区域となっており、自然再生の取り組みの方向性や計画に関するモニタリングについても示されている。

このため、同計画におけるモニタリングと連携しながら、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、モニタリングデータの評価およびこれらの報告及び公表の方法について、関係機関・団体および専門家等による具体的検討が求められる。

7. 自然ふれあいプログラムの提供等

大台ヶ原における利用者意向調査の結果、自由な利用を求めるニーズがある一方、ガイドツアーや自然観察会に対するニーズも確認されている。このため、利用調整地区においても、地区内の原生的な自然環境への理解を深め、質の高い自然体験をサポートするための自然ふれあいプログラムの提供について関係機関・団体や地元住民とともに検討を進めることとする。

利用調整地区の指定にかかる今後のスケジュールについて

◇18年2月26日(日) 第1回協議会開催

(3月16日(木) 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 利用対策部会)

(3月20日(月) 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会) →協議会の状況報告

◇18年3月26日(日) 第2回協議会開催 (→別添開催案内のとおり)

- ・4月以降、必要に応じ第3回協議会を開催
- ・大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会等に適宜報告

・5～6月 国立公園計画 事務所案とりまとめ

・7～8月 関係行政機関

・9月 土地利用基本計画への案件登録

◇18年秋の審議会への諮問をめざす

利用調整地区関係法令

- 1. 自然公園法p.1
- 2. 自然公園法施行令p.5
- 3. 自然公園法施行規則p.5

1. 自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）

（利用調整地区）

- 第十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。
- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
- 3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 第十三条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為（第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第十三条第六項若しくは第八項若しくは前条第六項の届出をした行為（第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
 - 二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
 - 三 公園事業を執行するために立ち入る場合
 - 四 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
 - 五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第十六条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 一 国立公園又は国定公園を利用する目的で立ち入るものであること。
- 二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。
- 5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
- 6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定認定機関の指定(以下第二十一条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 - 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - 二 破産者で復権を得ないもの
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
 - 五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。
- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、

並びに同条第三項及び第四項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

第十九条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第二十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十九条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- 4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第二十三条 国立公園について第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関）に納めなければならない。

- 2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。
- 3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

2. 自然公園法施行令（昭和三十二年九月三十日政令第二百九十八号）

（認定等に関する手数料）

第十八条 法第二十三条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十六条第一項の認定 一人につき千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
- 二 法第十六条第五項の立入認定証の再交付 一件につき六百円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

3. 自然公園法施行規則（昭和三十二年十月十一日厚生省令第四十一号）

（土地所有者等との協議）

第十三条の二 利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の三 法第十五条第三項第五号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

- 一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの
 - イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の三から第二十七号の五まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九、第二十九号の二十八又は第三十号に掲げる行為
 - ロ 農林漁業を営むために行う第十二条第一号、第四号、第五号、第十九号及び第二十七号の二に掲げる行為
 - ニ 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの
 - イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号又は第二十七号の三から第二十七号の五までに係る部分に限る。）、第二号の二、第三号、第四号又は第五号に掲げる行為
 - ロ 農林漁業を営むために行う第十三条第一号（第十二条第二十七号の二に係る部分に限る。）、第二号の二、第三号、第四号に掲げる行為
 - 三 農業を営むために通常行われる行為
 - 四 森林の保護管理のために行われる行為
 - 五 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。
 - 六 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は

同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。

七 漁業を営むために通常行われる行為

八 漁業取締の業務を行うこと。

九 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)を行うこと。

十 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

十一 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。

十二 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十四 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

十五 鉱業権を有する者が行う第十二条第十九号又は第二十号に掲げる行為

十六 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

十七 測量法第三条の規定による測量を行うこと。

十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為

十九 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為

二十 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。

二十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

二十二 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

二十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(立入りの認定の基準)

第十三条の四 法第十六条第一項第二号に規定する環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- 二 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- 三 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
- イ 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。
- ロ 野生動物に餌を与えること。
- ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
- ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- ホ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
- ヘ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 四 国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

(立入りの認定の申請)

第十三条の五 法第十六条第二項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- 三 立ち入ろうとする期間
- 四 立入りの目的
- 五 立入りの方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 前項の申請書には、利用者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第十三条の六 法第十六条第四項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 利用調整地区の名称
- 二 立入認定証の有効期間
- 三 立入認定証を受けた者の氏名

四 前三号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第十三条の四第四号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第十三条の七 法第十六条第五項の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 認定を受けた利用調整地区の名称
- 三 立入認定証の番号及び交付年月日
- 四 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

(指定認定機関の指定の申請等)

第十三条の八 法第十七条第二項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- 四 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 三 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- 四 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 申請者が法第十七条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第十三条の九 法第十九条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十九条第一項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第十三条の十 法第十九条第二項 前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十九条第二項 後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第十三条の十一 法第十九条第四項 の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(認定関係事務の引継ぎ等)

第十三条の十二 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事が法第十九条第五項 の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第四項 の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が法第二十一条第二項 若しくは第三項 の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定関係事務を環境大臣又は都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 認定関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣又は都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他環境大臣又は都道府県知事が必要と認める事項

(認定等に関する手数料の納付)

第十三条の十三 法第二十三条第一項 に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第十三条の五又は第十三条の七の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるることにより、指定認定機関に納付する場合にあつては法第十九条第一項 に規定する認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより、これを納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について

1. 目的

国立公園における利用の適正化を図るための計画（以下「利用適正化計画（仮称）」という。）は、利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあいと体験を提供することを目的として作成する。

2. 作成・変更の方法と体制

- ① 利用適正化計画は、自然保護事務所長が利用適正化計画検討協議会（仮称）において関係者と合意形成を図った上で、原則として土地所有者等の同意を得て作成し、インターネット等を活用し広く公表するものとする。なお、その際、自然保護事務所長は、国立公園課長と随時調整を図るものとする。
- ② 協議会は、利用適正化計画の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図る目的で設置されるものであり、その構成員たる関係者はそれぞれの役割に応じて計画の実施に努めるものとする。
- ③ 関係者とは、関係行政機関、都道府県、市町村、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者、自然ふれあいプログラム実施者、指定認定機関等であり、協議会は、関係者を交えた開かれた検討の場を確保することにより行うものとする。
- ④ 自然保護事務所長は、モニタリングにより継続的に収集したデータに基づき、必要に応じて利用適正化計画を変更するものとし、その際には作成時と同様の方法により、関係者との合意形成等を図った上で広く公表するものとする。

3. 利用適正化計画の内容

利用適正化計画において記載を検討する項目は、おおむね次のとおりとする。

① 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

- ・当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）を記載する。
- ・自然環境保全に関する関連法令等の指定状況、自然環境の特性、利用の現状等を記載する。

(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

- ・植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題を記載する。
- ・質の高い利用を実現する上での問題点及び課題を記載する。

② 利用の適正化を図るための基本方針

- (1) 利用適正化計画により達成すべき目標
 - ・利用適正化計画により達成する自然環境の保護及び公圏利用上の目標を記載する。
- (2) 地区内での利用のあり方に関する基本方針
- (3) 地区内の自然環境の保護及び管理に関する基本方針
- (4) 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

③ 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

- ・利用調整地区の名称を記載する。

(2) 利用調整地区の区域

- ・利用調整地区の区域線を図示等により記載する。
- ・利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画を記載する。

(3) 利用調整の期間

- ・利用調整を行う期間及びその設定理由を記載する。

(4) その他

- ・利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法を記載する。

④ モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

利用適正化計画は、公圏利用を一定のルールとコントロールの下で行うことにより、原生的な自然環境を有する地域においても自然環境を荒廃させることなく、利用者のより深い自然とのふれあいと体験の場を確保していくことを目的として作成するものである。しかし、利用を調整することによる効果について正確に予想することは困難であることから、目標の設定とその達成状況に応じて適切に見直しを行うことが重要であり、モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させておく必要がある。

(1) 指標等の設定

利用の適正化を図るための基本方針で示した各項目に対し、それぞれの目標及び方針の達成状況を判断するための代表的な指標等を設定する。設定に当たっては、自然環境への影響のモニタリングのほか、利用面におけるモニタリングについても検討することが望ましい。

(設定例)

1) 自然環境の状況

- ・保護対象とした生物の種数及び個体数
- ・裸地面積
- ・定点撮影映像の変化

2) 利用のあり方

- ・利用者数及び利用時間
- ・利用者の利用形態及び利用場所の変化
- ・利用者の意識（満足度、再来希望、自然の理解度）の変化
- ・歩道等の利用施設の損傷度

(2) モニタリングの方法

指標等ごとに継続的に入手可能なモニタリングデータを抽出し、データの収集者、収集時期、収集頻度及び収集方法を記載する。この際、利用者及び利用者に同行するインタープリターによるモニタリングの方法についても検討すること。

(3) モニタリングデータの評価

- ・個別に収集されたモニタリングデータを集約、評価し、利用適正化計画の変更の必要性を検討する主体（以下「評価機関」という。）の名称、事務局及び構成員並びに評価の時期及び頻度を記載する。
- ・利用適正化計画の変更の必要性については、以下の観点から評価する。
 - 1) 利用の適正化に向けての基本方針で示した各項目ごとに、それぞれの方針の達成状況が十分であるか。
 - 2) 指標の設定及びモニタリングデータの入手方法が適切であるか。
 - 3) 評価機関の構成員並びに評価の時期及び頻度が適切であるか。

(4) 報告及び公表の方法

- ・上記(2)のモニタリングデータについては、収集者が収集後速やかに評価機関に報告することを明記する。
- ・上記(3)の評価結果及び利用適正化計画の変更案については、評価機関が、評価及び変更内容の検討後速やかに関係者及び国立公園課長へ報告するとともに、その公表の方法についても明記する。なお、公表方法については、インターネット等を活用し、できる限り広範に迅速に周知できる方法を検討する。

⑤ 立入認定の手續に関する事項

(1) 認定基準

- ・認定基準を記載する。認定基準は告示が必要であることから、特に国立公園課長との調整を密に行う必要がある。
- ・基準の設定は、できる限り客観的かつ具体的な項目を示すとともに、指定認定機関が現場で適正かつ確実に利用の認定が可能な基準でなければならない。
 - 1) 人数：利用者の人数調整には、以下のような例があり、これらを参考に利用者の人数を調整するための基準を設定する。

(設定例)

- ・一定区域（ルート）における一日、月間、年間等一定期間内の利用者数の上限
- ・一定区域（ルート）における同時滞留者数の上限
- ・その他利用形態ごとの利用者数の上限

- 2) 日数：利用調整を行う日数の設定には、以下のような例があり、これらを参考に利用者の利用日数を調整するための基準を設定する。

(設定例)

- ・一定区域（ルート）における月間、年間等一定期間内の立入可能日数の上限
- ・一定区域（ルート）における連続立入可能日数の上限

- 3) 禁止行為：野生動物の生息状況に影響を及ぼすおそれのある行為として、利用調整地区の区域内で禁止すべき行為を特定することができる場合には、その行為を特定し、その遵守義務を認定基準とする。

- 4) その他の基準：1)～3)に掲げた基準以外であっても、利用調整地区内の風致景観の維持及びその適正な利用に資するものとして、認定基準に追加すべきものがある場合には、必要に応じ追加する。

(設定例)

- ・滞留時間の上限
- ・宿泊利用の禁止の遵守
- ・焚き火等の禁止の遵守
- ・管理者等の同行

(2) 立入認定事務の実施方法

立入認定事務の実施方法等について、以下の事項を記載する。

- 1) 認定を行う事務所の場所
- 2) 受付の方法（郵便、インターネット等）及び人数調整の方法（抽選、先着順等）
- 3) 立入認定証の様式及び交付方法

(3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者の安全確保、より深い自然とのふれあいの推進及び自然環境の保護のため、利用者が行うべき又は利用者に推奨すべき注意事項がある場合には、「利用ガイドライン」として設定する。

（設定例）

- 1) 立入り前の衣服及び靴に付着した植物種子の除去
- 2) 自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の修得
- 3) 自己の責任における安全管理の徹底
- 4) 野生動植物の保護に必要な装備の着用及び機材の使用
- 5) 立入時に得た情報の管理者への報告
- 6) その他自然環境の保全のために配慮すべき事項及び適正な利用促進のために推奨すべき事項

(4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知

- 1) 利用者に注意事項（利用ガイドライン）を周知させ、できる限り遵守させるための普及啓発、情報提供等の実施方法を記載する。

（記載例）

- ・注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布
 - ・立入り前の認定希望者を対象としたオリエンテーションの実施
 - ・ビジターセンターにおけるオリエンテーションビデオの随時上映
 - ・ビジターセンターにおけるリアルタイムな現場情報の提供
- 2) 利用者に対する普及啓発、情報提供等を実施する体制（実施機関、実施場所、関係機関との連携及び役割分担、実施機関の運営方法等）等を記載する。

(5) 利用者の指導

- ・巡視、指導等の実施計画（箇所、頻度等）を記載する。
- ・巡視、指導等を実施する体制（実施機関、実施場所、関係機関との連携及び役割分担、巡視、指導等の報告方法、各実施機関の運営方法（予算措置を含む）等）を記載する。

⑥ 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

一定のルールとコントロールの下で、利用者により深い自然とのふれあいと体験を提供し、適正な利用を促進していくため、必要に応じて、自然ふれあいプログラムの作成及びその提供の方法等を記載する。その際、インタープリター等による支援体制が確保できる場合には、それらとの連携方法を記載する。

(記載項目例)

(1) 自然ふれあいプログラムの作成等

- ・プログラムの作成主体等
- ・プログラムの提供方法

(2) インタープリターとの連携

1) インタープリターの役割

- ・既存のインタープリターが担ってきた役割：利用者への情報や体験機会の提供、安全確保、技術、知識、意識に関する指導及び啓発等
- ・利用適正化計画における役割：現場での巡回及び指導、モニタリングデータの収集・報告等

2) インタープリターの強化に向けた取組

- ・講習会、研修等の実施、研修修了証の発行、研修修了インタープリターの公表等

⑦ 自然環境の再生、復元等に関する事項

過剰利用等により損なわれた自然環境の再生、復元等を実施していく必要がある場合には、その実施方法等を記載する。

(例：植生復元事業等の導入に関する記載項目)

(1) 対策が必要な対象とその現状

- ・対象の位置、範囲
- ・構成種及びその特性
- ・荒廃の実態と変遷及びその原因

(2) 対策事業

- ・事業の内容及び方法
- ・事業の実施主体、体制及び期間

(3) その他

- ・事業効果の確認と利用適正化計画のモニタリングとの関係

⑧ 利用施設の整備及び管理に関する事項

自然環境の保護と適正な利用の推進の観点から、利用施設を整備もしくは管理していく必要がある場合には、その実施方法等について、以下の項目を記載する。

- ・施設の種類、位置、整備基準、管理水準、工法、素材等
- ・利用施設の整備及び管理主体
- ・利用施設の整備及び管理の時期及び頻度

1. 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原自然再生検討会（平成 14～16 年度）における検討結果及び地域住民等の意見を踏まえ、大台ヶ原の今後の保全再生の方向性を示したもの（平成 17 年 1 月策定）。

2. 大台ヶ原自然再生の検討体制

(1) 大台ヶ原自然再生検討会（平成 14 年度～16 年度）

（目 的）森林生態系の保全・再生のあり方について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」を策定することを目的とする。

（構 成）

- ・ 大台ヶ原自然再生検討会（親検討会）と検討会の下に設置される森林生態系部会及び利用対策部会で構成。
- ・ 別途設置のニホンジカ保護管理検討会と連携。

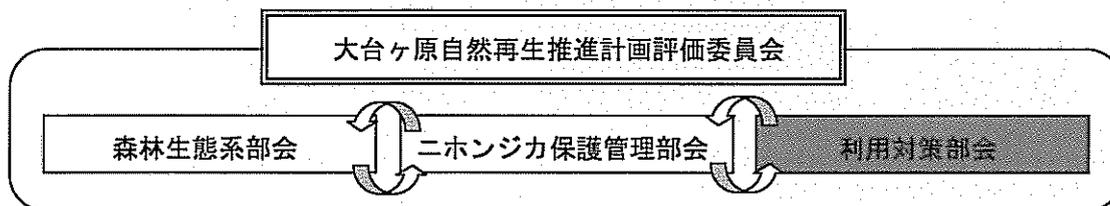


(2) 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会（平成 17 年度～）

（目 的）大台ヶ原自然再生推進計画（H17.1）の実施に関し、近畿地方環境事務所に意見を述べることを目的とする。

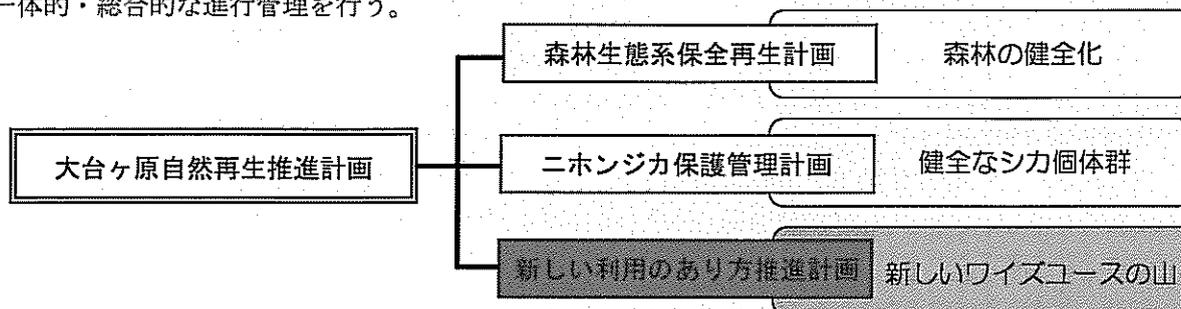
（構 成）

- ・ 森林生態系部会、ニホンジカ保護管理部会及び利用対策部会で構成。
- ・ 各部会は、必要に応じてワーキンググループを設置。



3. 大台ヶ原自然再生推進計画の構成

大台ヶ原の自然再生を効果的に推進するため、以下の3つの分野についてそれぞれ計画を作成し、一体的・総合的な進行管理を行う。



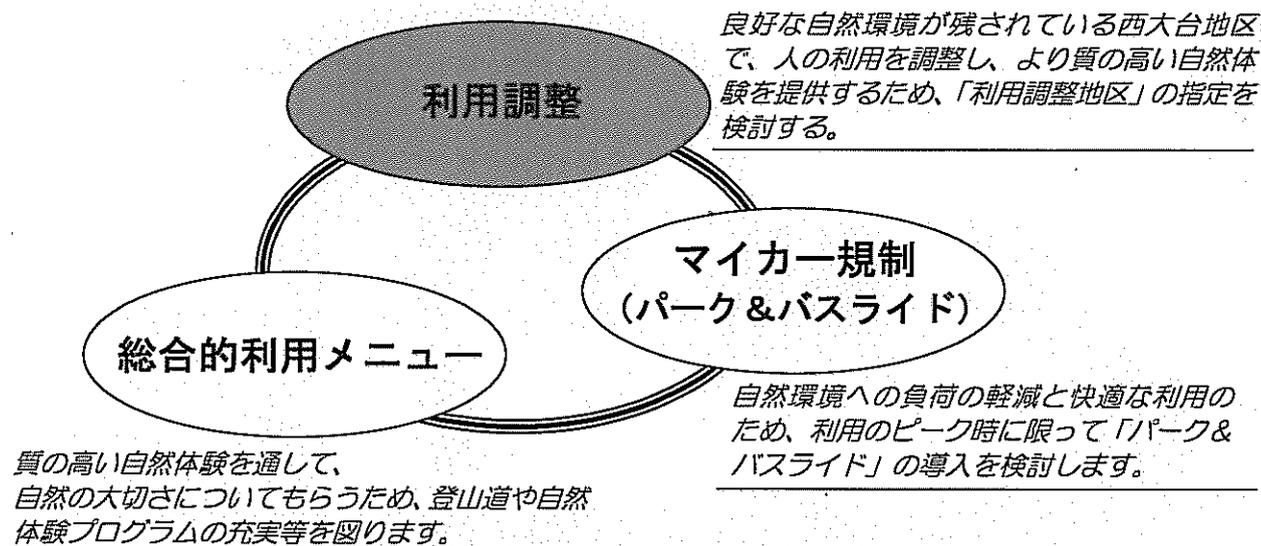
4. 新しい利用のあり方推進計画

(1) 目的

大台ヶ原において、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とする。

(2) 計画内容

大台ヶ原の自然再生に向け、利用の量の適正化により自然環境への負荷を軽減するとともに、より質の高い自然体験を提供するため、次の諸点を基本的な方向として、関係者や地域と合意形成を図りながら大台ヶ原における新しい利用形態をつくりあげる。



5. 西大台地区への利用調整地区の指定

(1) 基本方針

- ① 西大台はシカによる植生への影響、団体客の利用などによって自然の質が急速に低下する恐れがあり、現在の状態を保全するために利用調整地区を設定する。
- ② 利用調整の円滑な運営を図るため、関係機関との十分な協議を図る。

(2) 取組内容

- ① 利用の調整を図るための区域を設定して、区域内での利用人数、ルートなどの認定基準を設ける。
- ② これらは自然公園法の利用調整地区の適用によって推進することとし、そのための協議会の設置、計画の策定を行う。

(3) 利用調整地区の指定に向けた検討経緯 (平成 17 年度)

平成 17 年	6 月 30 日	利用対策調査手法検討ワーキンググループ
	8 月 30 日	大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 (第 1 回) 利用対策部会及び森林生態系部会合同部会 (第 1 回)
	11 月 25 日	利用適正化計画検討ワーキンググループ
	12 月 16 日	利用対策部会及び森林生態系部会合同部会 (第 2 回)

平成17年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
第2回利用対策部会及び森林生態系部会合同部会
議事概要

◆日 時 平成17年12月16日(金) 9:30~11:30

◆場 所 春日野荘 飛鳥の間

◆出席者

<委員>

井上 龍一	奈良教育大学附属小学校 教諭
木佐貫 博光	三重大学 助教授(ご欠席)
小船 武司	日本野鳥の会奈良支部 支部長
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 学芸員
高田 研一	高田森林緑地研究所 所長
田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長(ご欠席)
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
野間 直彦	滋賀県立大学 講師(ご欠席)
日野 輝明	独立行政法人森林総合研究所関西支所野生鳥獣類管理チーム長
日比 伸子	橿原市昆虫館 学芸員(ご欠席)
前田 喜四雄	奈良教育大学教育学部附属自然環境教育センター 教授(ご欠席)
槇村 久子	京都女子大学 教授(ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師(ご欠席)

<関係機関>

国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局企画輸送課	桐原 正明	企画輸送課長
林野庁近畿中国森林管理局計画部計画課	上村 邦雄	森林施業調整官
計画部指導普及課	鳥谷 和彦	技術開発主任官
三重森林管理署	平井 成典	流域管理調整官
奈良県企画部観光交流局観光課	中川 芳彦	調整員
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也	調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)	
上北山村地域振興課	中崎 和徳	課長
川上村産業振興課	(ご欠席)	
宮川村産業課	(ご欠席)	
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之	技師
上北山村商工会	(ご欠席)	
(株)近鉄ステーションサービス大阪営業部	本間 康之	課長

奈良交通(株)自動車事業本部乗合バス事業部 池川 敏男 課長
奈良県タクシー協会 岩橋 宣禎 専務理事
吉野熊野観光開発(株) 小堀 昌司 総務課長

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所 出江 俊夫 所長
小沢 晴司 統括自然保護企画官
柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長
徳田 裕之 野生生物課長
吉野自然保護官事務所 熊代 哲 自然保護官
(財)自然環境研究センター 永津雅人 上席研究員
(株)スペースビジョン研究所 宮前洋一 代表取締役

◆議 事

利用適正化計画の組み立てについて

◆議事概要

- 本合同部会の座長に長嶋利用対策部会長を選出。
- 資料に基づき、利用適正化計画の組み立てについて事務局より説明。
- 委員及び関係機関からの主な意見等

(基本方針について)

- ・ 目標中の「次世代まで」との表現は限定的であるため、「将来まで」など適正なものに修正すべき。

(区域の設定について)

- ・ 全国初の導入となる可能性があり、前例としての社会的影響もある。設定要件になっている「利用者圧の高まり」について明確にし、文言に反映させるべき。「利用者圧の高まり」とは、一時的な増加によるものと継続的利用の蓄積によるものの2つが考えられる。
- ・ 西大台では、現実に利用と保全との間で問題が起こっている。利用調整地区の指定は、自然環境を保全するための予防的措置として意義がある。
- ・ 利用調整地区の区域の中に集団施設地区が含まれるのは問題はないのか。
- ・ 資料3P.3の6行目「歩道は登山道として整備がなされているため」との表現を適正なものに修正すべき。
- ・ ドライブウェイ下部が区域として設定されているが、ドライブウェイ上部にも両生・爬虫類の重要な生息域があるので、同区域についても、将来の展開として、利用調整地区の対象として視野に入れておく必要がある。

(認定基準の設定について)

- ・ 利用人数の設定は、影響を受ける側（自然環境）の問題として捉えるべき。自然環境への影響を長期的、短期的の両視点から勘案して、年間利用人数や季節利用人数を考慮しつつ検討すべき。
- ・ 利用者の利用形態が重要であり、利用人数と併せて検討すべき。例えば、認定ガイド付きのツアー企画の検討等が考えられる。
- ・ エコツーリズム等の実施体制を整えるためには多くの時間を要する。利用形態の議論も重要であるが、現状を把握し、一步一步でもできるところから前進させるべき。
- ・ 質の高い利用を確保することを基本方針として、人数の制限を検討すべき。なお、自然環境への影響を評価するため、モニタリングを行いつつ順応的な対応をすべき。
- ・ 利用の質が向上すれば、西大台の全体的な利用者数は現状より増えても良いのではないかと。
- ・ 利用人数の設定の際には、ツアーバス等による団体利用者の扱いについても検討すべき。
- ・ 地元ではボランティア団体等も育ってきている。このような団体と協力しながら、各種取り組みを実施できる体制を整えられればと考えている。
- ・ 認定ガイド付きの利用者であれば公園計画歩道以外のルートを使用できる、といったような基準についても検討すべき（例えば、経ヶ峰や七ツ池～ドライブウェイなどのルート）。

(その他)

- ・ 環境保全の先進地になることが、長い目で見て地域のためになることを引き続き地元で説明していくべき。
- ・ 利用形態等の理想は高く掲げるべき。そして地元調整のうえ、実現可能な範囲のことを進めるべき。
- ・ モニタリングについて、評価機関等を明確にすべき。
- ・ 管理面を考慮し、地元雇用を想定した管理団体の設定を検討すべき。
- ・ アマゴ等の密漁が問題になっているが、管理の目が行き届かない。利用調整地区設定の際に、魚類の捕獲に関する何らかの規制を盛り込むなどし、天然アマゴの生息地である「河川区域の保全」の面にも配慮いただきたい。
- ・ 歩道事業、博物展示施設事業と平行して議論を進めるべき。
- ・ 乗り合いタクシーの導入検討をお願いしたい。

○蘚苔類調査結果速報（佐久間委員より）

[文責：近畿地方環境事務所]

平成18年 2月26日

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
構成員各位

近畿地方環境事務所

第2回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会の開催について

平素より、大台ヶ原自然再生事業の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記協議会を下記のとおり開催いたしますので、御多忙中のところ恐縮ですが、御出席下さいますようご案内申し上げます。つきましては、別添の出欠確認票にご記入の上、ご返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記担当までご一報いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 会議名：第2回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
2. 日 時：平成18年3月26日（日） 13:30～16:30
3. 場 所：吉野町中央公民館 第3・4研修室
〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市133番地（別添地図参照）
TEL：(07463) 2-5268
4. 議 題：吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画について

担当：国立公園・保全整備課 石川、福原
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8F
TEL：06-4792-0705 FAX：06-6966-0259
E-mail：TAKUYA_ISHIKAWA@env.go.jp

第2回吉野熊野国立公園西大台地区

利用適正化計画検討協議会

会場案内図

◆吉野町中央公民館 第3・4研修室

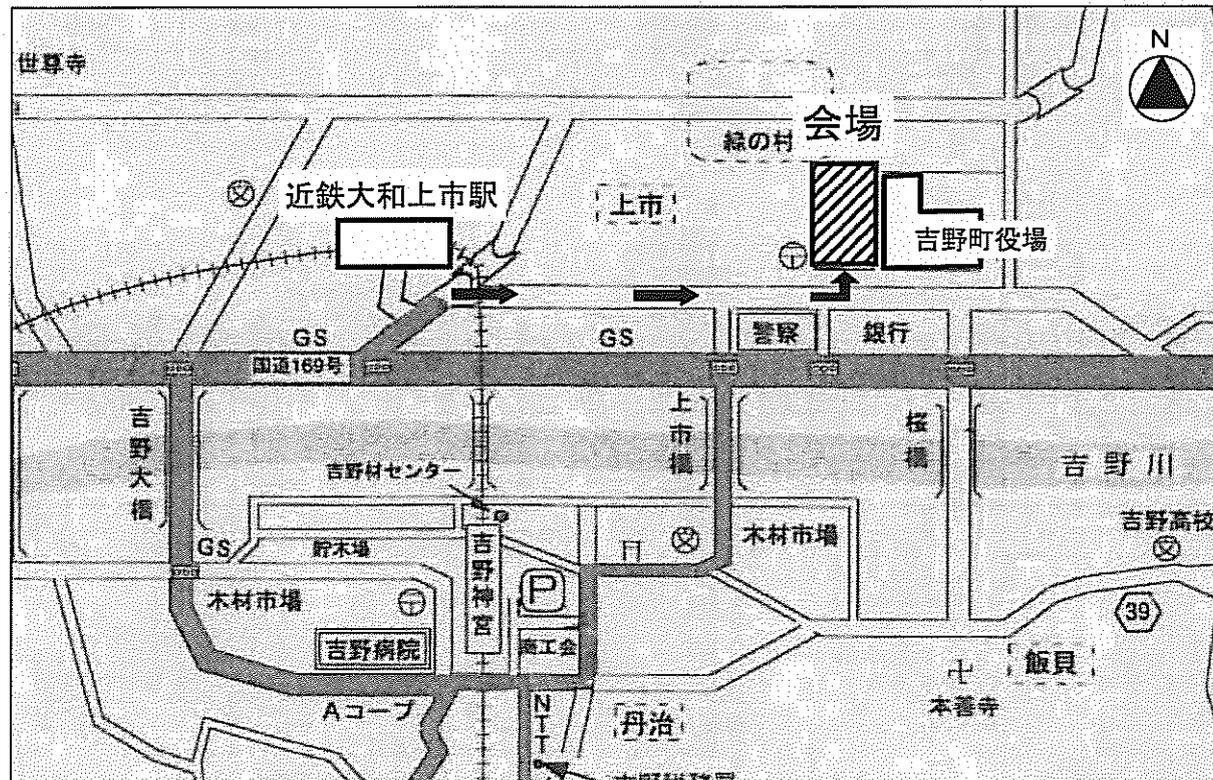
住 所：〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市133番地

TEL：(07463) 2-5268

最寄駅：近鉄大和上市駅（徒歩15分）

駐車場：吉野町役場駐車場等（無料）

※役場駐車場が満車の場合は、別の駐車場をご案内いたします。



第2回吉野熊野国立公園西大台地区

利用適正化計画検討協議会

出欠確認票

出席

欠席

出席者

ご氏名 _____

ご記入の上、3月10日（金）17:00までに、FAXもしくは郵送で下記担当まで
ご返信下さい。

本用紙を使用せず、直接電子メールでお返事いただける場合は、下記アドレス
宛にお願いいたします。

FAX: 06-6942-6897

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目9番3号近鉄大手前ビル11F

(株)スペースビジョン研究所 担当：大塚

ohtsuy@spacevision.co.jp